

議会基本条例策定代表者会議

○平成27年1月26日（月曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

事務局職員出席者

議会事務局次長 飯 田 治 子
庶務調査係 前 坂 悟 史

庶務調査係長 清 水 伸 悟

午前10時04分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

1番目として、素案たたき台についてであります。前回の12月の持ち帰り事項などもありまして、改めて正副座長で整理をさせていただきました。お手元に協議項目がありますので、ご覧いただければと思います。

1番目に、全員協議会についてであります。全員協議会は不一致となって、これまでどおりということになりました。しかし、条文の中には残しておいた方がいいという意見もあって、そういうことになるのかなと思うんですが、問題は、前回、五十嵐議員から、会議規則にある全員協議会の目的についてなんですが、「議会の運営及び」の削除について、どうなんだろうかというご意見がありました。残しておいた方がいいのではないかと、ご意見がありまして、これを今日、整理をし

たいと思っております。

それぞれ、会派でご検討いただいたりしていると思うんですが、いかがかなと思うんですが、自民党からお願いしていいですか。

○中山議員 これ、確か自民党は削除するということをやっていたかと思いますが、削除でいいのではないかと考えています。

○森戸座長 では、公明党。（不規則発言あり）時間を。

共産党。

○水上議員 議会運営委員会で協議ができることになっているので、これは削除でいいのではないかと考えています。

○森戸座長 民主党。

○鈴木議員 今、共産党のおっしゃった考え方でいいのかなと思ってまして、削除でいいのではないかと考えています。

○森戸座長 リベラル保守の会。

○百瀬議員 削除することによって何か不都合があるのかなと考えましたら、特に見当たらないので、削除でいいと思います。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 前回の会議をお休みしてしまって失礼しました。すいません、ちょっと持ち帰りだと認識をしていなかったなので、少し時間を下さい。

○森戸座長 改革連合は、削除しなくてもいいということですよ。

では、市民自治こがねい。

○片山議員 どちらでもいいとは思っているんですけども、削除という方向が多いのであれば、それでもよろしいかなと思っています。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 私も特にこだわりません。大勢に従います。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 こだわりはありませんので、大勢に従います。

○森戸座長 では、公明党。

○宮下議員 ちょっと打合せができてなくて申し訳ありません。基本的には正副座長で出している案ですので、それも含めて、これは議会運営の部分を削除で提案していますので、一応その旨でお願いします。

○森戸座長 そうすると、ちょっと生活者ネットワークが持ち帰りということになりますかね。

(不規則発言あり) そうですか。分かりました。

全体は削除してもいいのではないかとということなので、いかがでしょうか。また何か不都合があれば盛り込んでいくということになるのかなと思うんですけど、五十嵐議員、いかがでしょうか。

○五十嵐議員 この間、申し上げたのは、全員協議会というものの定義という言い方は変ですけど、位置付けとか性格は、余り限定されたものではなくて、議会全体に関わるいろいろなものに関して、とにかく全員が集まって協議をする場とい

う位置付けではないかということの中で、議論がされていく中で、議会運営に関しては議会運営委員会でやるから、そこは削除していいのではないかとこの流れだったと思うんですね。

それで、ちょっとそれはそれで、私もそういうことなのかなと思ったことは思ったんですが、いろいろ考えていくうちに、議会の運営というのは、この間もちょっと例で申し上げましたけれども、ある市議会では、議案の説明を全員協議会で聞くとか、活用の仕方が、やはりそれぞれ特徴があって、小金井市では、そういうやり方はしていないわけだけど、いろいろな、ちょっと小金井市では考えられない使い方をしているということもあることを考えると、ただ単に市政の重要な情報、状況について聞くとか、それだけではない活用の仕方があるのではないだろうかということをお願いしましたよね。

そういう中で、現在、議会運営というか、広い意味で議会運営に関して、全員協議会という場を使っていないからといって、この場で、ある種限定的に狭くしてしまうのは、将来的な可能性の芽を摘むのではないかとこの疑問がちょっと湧いてきて、議会運営という、意外と広い解釈、広義の解釈をしたときに、そういうことを考えると、ここで狭くして、削除することは、かえって、これからの議会に携わる人たちの道を狭くするのではないかという思いから、削除しない方がいいのではないかと問題提起をさせていただいたと思っております。

そういう意味では、私は今もその考え方は変わってはいないんですね。逆に、削除しなければならない理由というのが、どうなんだろうかと。つまり、今のままで、議会の運営並びに市政情報について説明を聞く場という状態のままにしておくことの不都合がどこにあるのかなということをやっと教えていただきたいです。

○森戸座長 そういう逆の質問が出ているんです

が。

○宮下議員 ちょっと意見が出てこなかったようなので、一応つなぎの意味もあって。確か、これは我々、正副座長の間で話し合った中でも出てきたかなと思うんですけども、基本的に、議会運営については、議会運営委員会があるというのが大前提であるので、その、こっちでもでき、あっちでもできという可能性を残すというのも確かに一つの考え方かも知れないんですが、一定機能をきちんと厳然と持っている議会運営委員会というのがある中で、こっちもできて、あっちもできてという整理よりは、現状、実際には議会運営委員会で、議会運営についての議論はやっているわけだし、整理もその方がきちんと付くのではないかという、確かそういう流れで提案させていただいたと思います。

だから、将来的にどうかと言われると、保証しろと言われると、ちょっと私も困るんですけど、それは何とも言えないんですけど、そういう流れがあって、整理しよう。現状がそうなんだからというのがあって、現状を条文にうたおうよというような流れもあったものですから、それで、議会基本条例の中で、こういった流れの提案をさせていただいたということだと思います。

○五十嵐議員 それで、要するに、問題は、協議の場だということではないかと思っていて、議会運営委員会でももちろん協議はできますけど、議会運営委員会には、逆に、それ以上の責任がありますよね。一定採決もしますし、結論も出していくという、それだけの大きな役割を持っているとか、そういうものだと思うんですね。そういう意味では、ちょっと次元の違う、全員が集まって協議する場というのが全員協議会だと思うんですよ。だから、どういう表現をしていいかわからないんですけど、重い責任を持っているわけではないんだけど、運営の運用上、全員いて、もうちょっと気楽な立場という言い方は変ですけど、

もうちょっと楽な形で全員が協議する場所ということなのではないかと思しますので、場合によっては、そういう場所はあるという状況にしておいた方がいいのではないかなという気がするんですね。

それで、例えば新しい議会ができて、議会運営委員会とかそういうものが設置される前の状況の中で、それでも全員協議会みたいなものは何らか、議会の運営上の協議をする場として存在しますという状況にしておけば、全員が集まって何らか話し合おうという事は可能なんでしょうけど、それがなくなることになると、では、またその場をどう位置付けるかみたいな話になりかねないところがあって、要するに、きちんと協議する場を、ここは、このことについて決定するんだという重要な場を作っていくことはもちろん大事なことだし、常任委員会、特別委員会、それから、議会運営委員会というのを作るのは大事なんだけど、それに至るまでの、もう少し緩やかな場としての全員協議会は、私はあってもいいのではないかなと思うんですね。それで、そういう場を用意しておくとか、保証しておくとか、少なくとも現状はそういうのがあるわけだから、それを全然なくしてしまうというのが果たしていいのかなという疑問がやはりどうしても拭えないと思っております。

○森戸座長 全員協議会については、議会運営についての全員協議会はほとんど使ってきていないのが現実だと思うんですね。この前、ちょっと問題になったのは、初顔合わせなどをどう位置付けるかということはあったと思うんですが、これは全員協議会ということにはなかなかならないのかなということだったかなと思うんですが、ちょっともう一回その辺り、次長、お願いします。

○飯田議会事務局次長 先般の会議で、初顔合わせについて、局長からお話しさせていただいたところでございますが、全員協議会を公式な議会活

動として位置付け、公務災害などについてもきちんと適用させていくということがあったかと思うんですね。それで、初顔合わせについては、特に、もし何かあったときの公務災害的なところもどうなのかというところがありまして、他市の事例としまして、全員協議会扱いにしている市もあるということでご紹介をさせていただいたかと思いません。

全員協議会というのは、小金井市では、全て公開して、記録も作ってという場もありますけれども、場合によっては、全員協議会是非公開でもいいわけで、非公開で全員集まってということもあり得るということであるならば、五十嵐議員がおっしゃるように、設けておいてもよろしいかなという気もいたしますけれども、そういうのは絶対ないんだということであるなら、座長がおっしゃるような形の選択もあるかなと思っておりますが、確かに幅広く、何かしら適用させる可能性があるということでしたら、設けておいても差し障りはないかなと思っております。

繰り返しになりますが、今、全員協議会公開の場で、会議録も作っておりますが、非公開であっても全然構わないということです。地方自治法第100条の第12項に規定されているからといって、公開というわけではございませんで、非公開という場合もあるということでお話しさせていただきました。

○森戸座長 ということなんですよ。

○片山議員 すいません、今、ちょっと非公開の場合もあるということの事例としておっしゃっていたことがあったんですか。ごめんなさい、非公開の場合というのが何を想定されて言っているのか、いまいよく分からなかったもので、もう一度教えてください。

○飯田議会事務局次長 小金井市の場合、全員協議会という名称でやっている場合、全て公開でやっているかと思いません。ただ、会議規則で、こち

らは盛り込んでおりますけれども、ここに盛り込んでいるからといって、必ずしも公開ということではなくて、非公開でやるということもあり得ますけれども、小金井市の事例としまして、全員協議会という名前でやっている場合は、全て公開して、会議録も作っているかと思いません。非公開でやっている場合は、別の名称、例えば全員懇談会とかというような名称でやっているかと思いませんけれども、小金井市の場合は、基本的には、全員協議会という名称でやっている場合は、公開でやっているかと思いません。

議会基本条例の条文の中でも、原則として公開ということ全員協議会位置付けておりますけれども、非公開にすることもあり得る、できると思いません。今のところはそういった事例は、小金井市の場合はないのかなと思っておりますが、そういった可能性といいますか、選択肢としては広がってくるということかと思いません。

○森戸座長 他市全員協議会の活用方法として、全国市議会議長会の状況を見ると、例えば、正副議長の所信表明をする場合に、全員協議会で表明をするということが行われている例などはあるんですよ。小金井市議会は、正副議長選挙の所信表明というのは、基本的にはやっていないということもあるし、今後どうするかというのはあるかもしれないんですけど、やり方は、全員協議会がいいのか、本会議で、もし所信表明を行うんだったら、その方がいいのかということになってくると思うんですけど、もし正副議長の選挙をやるとしたら。ただ、現状は、小金井市は話合いでやっていますから、余りそぐわないかなと思うんですけど。

具体的にイメージされるものが、多分皆さんの中からちょっと思い浮かばないのではないかなと思うんですよ。だから、入っていても余り意味がないし、削除しても、そう大勢には影響がないということなのかなとちょっと思ったんですが、いかがでしょうか。

○齋藤議員 すいません、私、先ほど余りこだわっていないというところで、今、これは正副座長の提案ですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）それについて、一会派ですけども、削除しない方がいいのではないかと。また、あっても別に不都合ではないということなので、議論はこれぐらいで切り上げて、今までどおりという形で、次の議論に進めていただきたいと思います。

○森戸座長 ということは、不一致にするということですか。このままで行くと。従前どおりということでよろしいですか。

○飯田議会事務局次長 議会基本条例につきましては、やはり皆様の思い入れといたしますか、全員協議会は、主には、都市計画その他重要施策に関する研究及び協議を行う場で、議会運営に関することをやるのはまずないだろうというようなことで、条文に入れたくない、入れない方がいいかなということでありますならば、例えばちょっと選択肢として、会議規則はそのままにしておいて、条文の、都市計画その他重要施策に関する研究及び協議を行う場合のほか、会議規則で定めるところにより、議長が招集し、開催するものとするというような形で、あくまで都市計画その他重要施策に関する研究などについては主なんだけれども、その他、会議規則に定めるところによって開催することもあるというような余地を残しておく。会議規則は、今の議会運営というものを残しておいて、議会基本条例の方は、余りそういうことがないからということで、主なところは都市計画その他重要施策というようなところをうたって、その他、会議規則に定めるところによって開催するというような作りにするというのも一つ選択肢としてあるかなと思っております。

○森戸座長 どうでしょうかね。

○片山議員 ただ、議会基本条例の条文の方には、議会運営とかそういうことを書いていないんですよ。会議規則にはそうやって書いてあるという

だけであって、条例の方のあれとしては、このままでいいのか、今、次長がおっしゃったように、少し変えるのかは分かりませんが、そんなに条例の中でこだわってという話ではなく、会議規則とのところで今、話が出てきているだけなんですよね。だから、今おっしゃった案も一つですけど、どちらでもいいかなと思ったりはします。

○齋藤議員 今、次長がおっしゃったのは、条例と会議規則が矛盾している形になってしまうので、どちらかを直さなければいけないということだと思うので、会議規則をこのままにするのであれば、今、次長がおっしゃられたことは盛り込んでおかないと、整合性が取れないのではないかなと思います。

○森戸座長 どうでしょうかね。でも、多数は、全員協議会の議会運営の原則のところは削除してもいいというお声があるので、改革連合の方でちょっとお考えを頂くということはどうでしょうか。（不規則発言あり）考えた結果がそういうことですか。

ただ、小金井市の市議会の中で、具体的に議会運営としてどういうことがあるかなというところだと思うんですよ。他市は、議案を説明するときおっしゃったけど、そういうこともやっていらっしゃるんですけど、小金井市の市議会は、なかなかそうはいかないと思うんですよ。

五十嵐議員としては、もう絶対にこれは交わらないということですか。

○白井議員 ちょっといろいろお話を聞いていて思ったんですけども、結局、さっき五十嵐議員が例題としておっしゃられたように、他市では、議案説明を全員協議会の場でやっているという、そのものは別に議会運営でも何でもないと思うんですけども、要するに、そういう柔軟な取扱いの協議の場があればいいというお話だったと思うんです。

考え方としては、漏れとダブりのいいところを

取るという形だと思うんですけども、では、ここの「議会の運営及び」というのを削除した場合に、何かそういう議会の運営について、柔軟に協議する場が別で持てるんだったら削除していいと思うんですよね。そういう余地が一切なくなってしまうというのであれば、確かに五十嵐議員がおっしゃるように、そういう可能性は残しておいた方がいいと思うんですけど、その辺は事務局に聞くべきなんですかね。ちょっと僕も、すいません、思い当たらないので。

削除した場合に、そういう柔軟性が全くなくなるのか、いや、例えば議会基本条例の、前期の議員のときに、何か全議員懇談会みたいなことが行われたりとか、だから、あれがどういう位置付けの会議だったのか、ちょっと僕は詳しく知らないんですけども、それ以外でも、例えば別の、何かこういう協議しましょうよと全員集まることが一切できないのか。全員協議会として残すというのは、例えば正式な会議としての位置付けでということだと思うんですけど。だから、そこが漏れなく、ダブリなくうまく当てはまるところで、削除するか、残すかを考えたらいいいのかなと思うんですが、いかがですかね。

○飯田議会事務局次長 お尋ねの全議員懇談会につきましては任意の会議で、こちらの会議規則に規定されている正式な議会活動ではないという形の会議になっております。

それで、全員協議会については、小金井市では、基本的に公開で、会議録も作るという中で、任意の会議の中でやった方が都合のいいものもございますので、そちらの会議で議論することもあるという形で、議会基本条例の会議を発足するに当たって、お話しさせていただいたのが全議員懇談会かなと思っておりますが、そういった形で、全員協議会が正式な会議で、こういった会議録に規定されている会議とはちょっと違う任意の会議という形になるかと思えます。

○森戸座長 全議員懇談会は、議会基本条例の内容の進行を全議員に報告をするということで、これは、何でも言えるようにしてほしいということで、非公式でやったんですよね。ですから、あくまで任意なんです。これを全員協議会でやってくれということになると、全員協議会があるから、ここでやろうという話になると、公開し、会議録を取りということで、自由に発言ということが、一般的には自由にできるんだけど、なかなかそういう本音で話ができないということなども出てくる可能性というのはありますよね。

○白井議員 すいません、次長に、事務局にお尋ねしますけれども、例えばその場でオーケーということであれば、全議員懇談会を公開することはできるんですか。

○飯田議会事務局次長 規定がない会議でございますので、基本的に、会議録も取っていないし、公開もしていないという形かと思えます。

○森戸座長 ですから、それは、議会サイドで責任を持って、公開するかどうかを決めて、なおかつ、会議録、記録を取るかどうかというのを確認する必要があると。全体が記録は取ろうとなれば、それは、議会事務局が入らないところで、議員の中で記録担当を決めて、記録を取っていくということになると思うんですよね。

○五十嵐議員 結局、全員協議会をあくまで全て公開で、記録を取ってと位置付けていくと、では、そうでない別の懇談会を作りましょうと、いっぱい新しく作らなければいけない状況になってくるわけですよね。だけど、基本的には、要するに、全員が集まって協議をする場というのが基本なんだと思うんですよ。だから、それだったら、全員協議会というものを残したままで、先ほど次長が言ったように、基本的には公開だけど、そのときの状況によって、内容によって、非公式もあり得るよというくらいの幅を持たせた方が、運用としてはやりやすいのではないかと私は思います。

○森戸座長 全議員懇談会みたいなのが幾つもできるということは余りないと思うんですよね。それは余り好ましいものではなくて、あのときもいろいろ意見はあったんですよね。非公開だということもあって。

では、全員協議会で非公開でできるかということ、公式の会議として規則にうたわれている中で、もちろん非公式というのはできますけど、多分皆さんの中で一致を取るといのはなかなか難しい状況になるだろうと。そういう意味で、そういう議会基本条例全体を全議員に伝えるということ、それから、もっと突っ込んで話がしたいという場合に、機動的にできるのは、そういう自分たちで任意の会議を作って議論するということも一つは、機能的な部分としてはあるのかなと。それは非公開にするか、公開にするかというのは、そのときの議論だと思うんですけど。だから、むしろ全員協議会を非公開にするということもあるよみたいにしてしまうと、やはりちょっといろいろ問題が出てくるのではないかと思いますけど、どうでしょうかね。

○水上議員 可能性としてはあるかもしれないと。要するに、全員協議会で議会運営について協議するという可能性としては。ただ、やはり、この間の議会基本条例の議論の中では、基本は、今の議会の取組について、条例に反映させると。あと、必要であるものについては盛り込むということなんだけれども、可能性としてはあっても、今までの議会運営の中で、全員協議会で議会運営を議論しなければいけないという必要性は、私たちは感じたことがなかったので、しかも、議員初顔合わせぐらいですか、という話になってくるし、公開、非公開ということもあって、具体的に何か、今の議会運営の中で、こういうものが必要であるということがあるとすれば、盛り込んでおいた方がいいと思うんですけれども、そういう、あくまで可能性としてあるものとは考えられないものです

から、だから、僕らはこれは削除して、今後、検証していきますよね。そういう中で必要性が出てきたときに、盛り込んでいくと。可能性というのは、要するに、これからの議会活動の発展の中で想定されてくるものかなと思うので、だから、現時点では確たるものがないとすれば、現状に合わせる形で、条文、規則については整理をしておいて、今後の課題として、こういう問題もあったという形で先送りしながら、検証の中で考えていくとするのが合理的なのではないかなと考えているんですけど、何か、その可能性も全くないんだとか、そういうふうに対立して考えているわけではないんですけど、実際のこの間の進め方や現実的なことを考えると、そうかなということなんですよ。

○五十嵐議員 結局、現実に合わせて、現状に合わせてということ、削りましょうという話に一旦なったわけですよ。議会運営を外すと。議会の運営に関してというのは、もうちょっと幅広い意味で私は捉えているんですね。今やっている状況の中で、議会の運営は議会運営委員会だからといって外しましょうということになって外した途端に、何か、すごく可能性も含めて、活動の範囲を狭くしたような印象を受けたんですよ。だから、果たしてそれが、では、現状のままと言えるだろうか。むしろ、現状に合わせていろいろ言葉を削っていった結果として、現状よりもできる可能性まで狭めていっているのではないかという議論に思えてきたので、そこは残した方がいいのではないかと至ったということなんですよ。

○水上議員 何か反論するつもりではなくて、その具体的な中身を是非、もし示していただければ、こういうことで必要なんだということが。それが無い中では、ちょっと余り、可能性のこととして残すかどうかみたいな議論というのは何かどうなのかなという感じがするんですよ。全体の意見が分かれているということだったら、また議論の

余地はあるかもしれないんですけど。だから、もう少し具体的に、例えばこういうことで必要で、狭められていくとか、要するに、権能が失われていくという可能性がこういうところにあるんだという、具体的なものとして説明してもらった方がよく分かるんですけど。

○五十嵐議員 要するに、20年ぐらい議会を見ていて、新しいことをいろいろ言う人も、やる人も出てくるなという思いがちょっとあって、その都度、議会では、こんなことはなかったからどうしようみたいな、そういう場面があったかなと思っているんですよ。そうすると、また次の選挙があったときに、また新しい人が出てきて、新しいことを言う可能性があるだろうと思っているんですけど、それを今の状態の中だけできっちり細かく決めていくことが果たしていいんだろうかという思いがちょっとあって、今はやっていないけど、やはりどこか、ちょっと幅を持たせておくというような議会運営にしておく必要もあるのではないかなと。

それで、全員協議会というのはそもそも、多分全国的にどこの議会でも、全員協議会というものでいろいろなことをやっていると思うんですけど、さっき言ったように、例としては議案の説明を受けているところもあるんだということを聞きました。だから、小金井市ではやっていないんだけど、その協議会という場所を使って、いろいろなことをやっているところがあるわけですね。

多分、今、小金井市で、この議会基本条例でやっている議論は、全員協議会をとにかくオープンにしよう、市政情報の重要な話合いをする場にしようという議論の方向にばかり進むために、逆に言うと、全国的に、どこの議会でも持っている全員協議会という定義みたいなものを、小金井市の市議会だけが極端に狭くしているような、そういう印象を受けるんですよ。だから、協議会なんだから、もう少し幅を持たせるような状況にしてお

く方がいいのではないかと。それで、それだったら逆に、今の会議規則をそのまま残しておいた方が、むしろ運用の幅も広がるのではないかと考えておまして。なかなか議論がかみ合いませんですけど。

○森戸座長 それで、会議規則の改正が行われたのが平成20年6月18日で、「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について」ということで、総務省の自治行政局行政課長扱いの通知が出ているんですね。この中でどういうふうに書いてあるか、ちょっと読み上げさせていただくんですが、「地方自治法の一部を改正する法律が、平成20年6月11日に成立し、同月18日に公布されました。今回の改正は、普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化するため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとする」とともに、議員の報酬に関する規定を整備するものであり、衆議院総務委員長の提案により成立したものであります。貴職におかれましては、下記の事項について遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います」。

第1として、議会活動の範囲の明確化に関する事項。ここだと思うんですけど、読み上げます。

「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるものとされたこと。

(地方自治法第100条第12項関係) 1、上記の改正は、普通地方公共団体の議会の議員の活動のうち、議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催されている各派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会等について、会議規則に定めることにより、議会活動の範囲に含まれ得ることを明確にしようとするものであること。2、改正法に基づく協議又は調整を行うための場における議会活動については、説明責任の徹底及び透明性の向上を

図ることも重要であることから、会議規則に所要の規定を設けるにあたっては、例えば、協議又は調整を行うための場を設ける手続のほか、協議又は調整の目的等その内容が明らかになるよう規定する必要があること」となっているんです。つまり、この書き方は、議案の審査や議会運営の充実に図る目的で開催されている各派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会等について、会議規則に定めることにより、議会活動の範囲に含まれるということを明確にしようとするものだ。

ところが、小金井市の議会は、議会の運営に関することも含めて、全員協議会でできると規定したのではないかなと思うところがあるわけですよ。議会運営を協議するところというのは正副委員長会議もそうだと、ここでは規定しているんですね。しかし、小金井市の議会は、正副委員長会議の規定をこの会議規則の中にも入れていないし、各派代表者会議も入れていないということから、ちょっと全員協議会そのものの小金井市議会の規定と、ここで言っている規定とか文章が、何かごちゃごちゃで会議規則に載ってしまったのかなという、きちんと十分に精査できていなかったのかなと今、反省をするんですね。だから、その辺りをもう少し、この地方自治法の改正に則して整理をした方がいいのではないかなということだと思うんですね。ちょっとそういう議論を大分前にしたかなと思うんですけど。

正副委員長会議は議会運営なんですよ。各派代表者会議も一定やることはありますよね。ただ、小金井市の議会の場合は、全員協議会はやってきいていないということから、その区切りをきちんと付けておいた方がいいのではないかなと思うんですよ。もし議会運営にということであれば、それは、この地方自治法の改正にあるような各派代表者会議や正副委員長会議をどうするのかという議論をするというのはあると思うんですね。当初の地方自治法の趣旨について、もうちょっと私

たちも検討を、よく精査しておく必要があったかなとは思うんですね。どうでしょうか。

ちょっと休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時50分開議

○森戸座長 再開いたします。

それでは、ちょっと今、私が読み上げた部分を皆さんにお渡しし、改めて検討していただくということで、これは次回まで保留にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、確認させていただきました。

次に2、シートナンバー51の先例申合せの明記についてであります。これは持ち帰り事項として、「会議規則及び要綱に基づいて」という条文にする方向で持ち帰っていただいていることになってきたかなと思いますが、いかがでしょうか。

それで、ちょっと正副座長と事務局で話し合っていて、規則、規定、要綱、申合せ、どういうふうの違いがあるのかというのを事務局にも作っていただきまして、若干説明をしていただいでよろしいでしょうか。

○飯田議会事務局次長 規則、規定、要綱及び申合せの違いについてということでございます。先般の持ち帰りの中で、「会議規則及び要綱に基づいて」という条文にするという方向で持ち帰っていただいております。そこで、要綱というものは何ぞやというようなところもございまして、規則、規定、要綱、あと申合せについて整理させていただいたものを1表にさせていただいております。

併せて、下の方の独任制、合議制につきましては、ちょっと別の議論のところを使わせていただきますけれども、こちらの4種類について、違いについて書かせていただいております。

これを見ますと、申合せというものを行く行くは、表に出せるような要綱化にするという方向で皆様、お話し合いがされているかと思えますけれども、やはり全てのものを要綱化するというのはなかなか困難なものもあるのかなと思っておりまして、先般の会議でも申し上げさせていただいておりますが、全て要綱、あるいは、要領というものになっていくというのは困難かなと思ひまして、申合せは申合せで、約束事として残っていくものもあるのかと思っております。

○森戸座長 ということでありまして、申合せを入れた方がいいのではないかという議論もありました。現状は、申合せというのは、ここにあるように、相談をして取り決めたことということで、一般的な意味での約束事であるということであります。申合せも含めて、公開をすることは必要かなと思うんですけど、そうしないと説明責任は果たせないと思うので、ただ、条文上には、「会議規則及び要綱に基づいて」ということで記載、記述をしたらどうかというのが正副座長の案であります。

○片山議員 条文にそういう形にしたとしても、逐条解説などに、今、公開することは必要であるということ踏まえて、申合せというか、ハンドブックなどについての記載をするのかどうかということについては、併せて考えてから意見ということでもよろしいでしょうか。ちょっとその辺のことについての認識を。

○森戸座長 申合せを。事務局としては多分、いろいろあるでしょう。

○飯田議会事務局次長 逐条解説に載せるということは、やはり表に出ることになるので、そこまで表に出さなければならぬものなのかとちょっとご議論いただければと思っておりますが、やはり逐条解説ですので、条文の解釈で疑義が生じないように解説するということが主目的かと思っております。申合せというものをまた出すという

ことになると、では、申合せというのはどういうものですかということで、当然市民の方は思われると思いますが、そういったときに、表に出していいものかどうかというところはあるのかなと思っております。

○片山議員 現状なんですけど、立派な冊子になっているわけなんですけど、申合せというかハンドブックというものがあって、議員には配られているけれども、これは今、どういう状況になっているんですか。議会図書室とかにはある。何か見られるような形になっているんでしょうか。それか、あるいは、これは非公開で、情報公開請求の対象になっていて、コピー代を払わないと見られないという、市民にとってはそういう状態になっているということなんですか。

○飯田議会事務局次長 議会図書室の奥の方にはあるのかなと思っておりますが、ちょっと余り、いろいろな書籍がずらっと並んでいるところには並列しては並んでおりませんが、別に隠し立てをしているわけではないのですが、積極的に公表はしていないということです。

他市なども、申合せ事項などを伺ったりするときに、やはり表には出さないというようなことになっているかなと。あくまで内部での約束事という位置付けかなと思っております。

○森戸座長 ただ、これ、視察などが来れば、議会事務局から皆さんに渡しますよね。だから、公開しているのと同じではないかと思うんですけどね。

○片山議員 他市に対してどうかというか、これは市民にとってどうかということであるので、情報公開がきちんとされているかどうか。だから、情報公開コーナーに置いてあるかとかそういった、請求しないと見られないのかということの方が、私は一番重要なところかなと思うので、情報公開請求の対象ではなくて、請求しないと出てこないものなのか、それとも、自由に見られるのかとい

うのは割と、大分違うと思うんですね。ネットに載せる載せないというのは別ですけども。

ですので、いずれそういった、どの位置にあるのかというのを確認しながら、会議の中では、申合せではどうなのかとか、ハンドブックではどうなのかということが、特に議会運営委員会などの会議の中では、絶対に出てきてしまうんですよ。会議録にそうやって載っているということは、これは何だということなので、そういった説明ができるような状況にしておいた方がいいかなと私は思っています。

○森戸座長 私が言ったのは、他市には気軽に渡しているわけですから、情報提供の部類のものだということだと思うんですね。例えば市民がハンドブックを見せてほしいと言ったら、では、それは、一々手続を取ってということではないと思うんですよ。どうぞ見せてくださいという対象だから、情報提供の分野かなと思うんです。

○飯田議会事務局次長 議会図書室のほか、情報公開コーナーにも、こちらは置いております。ですが、積極的に公表まではしていないですけども、皆様が見て、コピーを取れる状況にはございます。

ただ、条文もしくは逐条解説まで載せるということは、確かに流山市の例ではあったかと思うんですが、ほかの市では、申合せのことまで条文か、あるいは、逐条解説に載せているというのはなかなか見当たらないかなと思いますが、やはりその辺はご議論いただいて、載せる載せないはお決めいただければと思っております。

○森戸座長 この議会で決めればいいことだと思います。

○片山議員 情報公開コーナーに置いてあるということであれば、誰でも自由に見られるということなので、心配なく公開してよろしいのではないかと。逐条解説に載って別に問題はないかなと思います。

○森戸座長 片山議員がおっしゃるように、ハンドブックの何ページではと必ず議会運営委員会の中でも説明をする場合があるわけで、その点からすれば、非公開にする、現状でも非公開にはなっていないわけだし、情報提供ということになっていきますので、ここでの、条文では、要綱というふうにまとめるんですけど、逐条解説の中には、申合せもあるということを書き記述しても問題はないかと思うんですが、皆さんはいかがでしょうか。

自民党から、持ち帰りも含めて、いかがでしょうか。

○中山議員 申合せについては、条文に明記する必要はないと考えています。

それで、これは、次の諸報告について、シートナンバー49にも関係してくる考え方なんですけれども、要は、運用上、今、問題なく、支障なく運用できているわけですから、細かく条文に入れるというのは、基本原則はそうなんですけど、今までの議論の中でも、申合せというのは、条文の中に入れることが適切かどうかという議論がありましたよね。私は適切ではないという判断に至っていると思うんですが、そういう意味で言うと、条文に載せないのは当然なんですけど、申合せというのは暗黙の了解の中で、各党派で認識していて運用しているのであれば、特に盛り込む必要はないのではないかと考えています。

○森戸座長 「会議規則及び要綱に基づいて」という条文でいいということよろしいですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）それで、逐条解説は、入れる必要がない。（「皆さんが入りたいというんだったら、別にこだわりません」と呼ぶ者あり）ただ、申合せを公開しているから、これは公開でいいですよ。

○中山議員 申合せの公開については、今、そうしているわけですから、そのままでいいと思います。

○森戸座長 公明党はいかがでしょうか。

○小林議員 条文については、提案のもので良いと思います。

逐条解説に載せるかどうかは、積極的に載せなくても、公開されているので、特にいいのかなと。載せるようになるかどうかというところは、そんなにこだわりはないというところで、また、前から言っているように、申合せというものが既定事実であり続けるにしても、要綱等に振り替えていけるものについては行うし、申合せの中に残るものについても、見直しというか精査というのは、いずれ必ず行っていく必要があるということは、意見として言っておきます。

○森戸座長 共産党、お願いします。

○水上議員 条文については、この提案のとおりでいいと思います。

逐条解説についても、実際、公開されているものですから、明記して問題ないと思います。申合せについても、要綱に引き上げていくということについては、本来そうすべきではないかなと考えています。

○森戸座長 続いて、民主党。

○鈴木議員 ご提案のとおりでいいのかなと思っていて、ある意味、弾力的に運用できる部分というのは残しておいた方がいいのかなと思っていて、また不具合が出た段階で検討していけばいいのではないかと考えています。

○森戸座長 リベラル保守の会。

○百瀬議員 ご提案のとおりでいいと思います。

逐条解説に申合せを載せるか載せないかということなんですが、現状、公開されているわけなので、特に隠す必要はないと思うし、積極的にどう表現するかというのは、ちょっとまた違った議論になるのかなと思いつつも、隠す必要はないと思っておりますので、載せてもいいのではないかなと思っております。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 正副座長の提案でいいと思います。

申合せについては、当初、各会派の意見ということでやったときに、申合せ等だけ残した方がいいかなとも思ったんですけど、いろいろ話を聞いて、要するに、そこにいる人たちがうまく会議を進めていくための約束事みたいなものなんだと思うので、そういう意味では、公式的に扱うべきものでもないのかなという気がしますので、逐条解説に載せなくてもいいかなという気もいたします。

○森戸座長 生活者ネットワークは、検討はあれですよね。（「検討はしたんです」と呼ぶ者あり）そうですか。では、林議員、お願いします。

○林議員 条文については、正副座長の提案のとおりでいいと思っています。

それで、申合せについて逐条解説に載せるかどうかということについては、現段階でも、前にも申し上げたと思いますが、参考にはしているわけですので、逐条解説に載せることは特に問題があることと思いませんし、先ほど公明党がおっしゃったように、要綱なりに引き上げることができるものについては、引き上げていくべきだと考えています。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 私は本来は、条文に、このとおり先例または申合せに基づいてと載せるべきだと思っています。しかし、これまでの議論の中で、座長、副座長提案の「会議規則及び要綱に基づいて」という、条文はこういう形にするということについては了承したいと思っています。

ただ、最初からこういう提案であるということもあり、先ほどから確認しているように、申合せが載っているハンドブックというものが全議員に配られて、これを必ず手元に置きながら、様々な議会運営について検討をしてきているわけです。この議会基本条例策定代表者会議の中でも、何度となくハンドブックの何ページに載っているといった、次長、また、事務局からの説明もあり、そういった中で議論を進めてきているという実態が

あるわけですから、会議録を見直して、それは何だということを問われたときに、きちんと説明ができる状況にしていく必要があると思いますので、今、情報公開コーナーにあるということです、これは適切な処置がされていると思いますが、であれば、この条例は議会の基本となる条例ですから、こちらで、条文に載せないということであれば、せめて逐条解説には載せておくべきだろうと思っています。

○森戸座長　こがねい市民会議。

○斎藤議員　「会議規則及び要綱に基づいて」という条文にするとすれば、逐条解説の中で、申合せという言葉が出てくるのは、私はおかしいと思います。条例自体の整合性がないと思います。ですから、逐条解説の中に申合せを入れるのであれば「要綱等」と、「など」という一言を入れるべきだと思いますし、このままで行くとすれば、逐条解説にはそのことは書かないということがいいと思います。

○森戸座長　小金井をおもしろくする会。

○白井議員　僕は、もともと申合せについては、条文でやはり記載するべきだと思っていましたが、大勢的に正副座長の提案どおりということなので、今、ちょっと斎藤議員の方で疑義を唱えられた部分に関しては、一定精査していただいたとして、おおむねこの方向でと思っています。なので、最悪、逐条解説の方で申合せというものは、本来はやはり入れたいので、それに合わせて整合性を付けていただければと思っています。

○森戸座長　以上であります。

斎藤議員から言われたように、もし逐条解説に申合せのことを書くとしたら、条文の方を「等」にしなければいけないということですよ。ただ、条文に載せなくてもいいという方が3会派ですね。なので、ちょっと不一致になりますかね。

ただ、小林議員とか水上議員がおっしゃったように、申合せの中で要綱になったりするものは、

そういうふうに引き上げるというんですかね、そういうことはあると思うんです。だから、それをやっけて、できる限り公開しながら、最小限に申合せはしていくということになるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。もし不一致で行くとしたら、ちょっとそういうことも踏まえて、いかがでしょうかね。

まず、逐条解説に載せるのは反対だというのが、自民党と、公明党も積極的ではないということですよ。民主党は、これはどうですか。

○鈴木議員　恐らくこのとき、シートに書かせていただいた段階では「×」としていました。要するに、余り先例、または、申合せがあるということに議会基本条例に載せることについては消極的な考えを持っていたと思うんです。「会議規則及び要綱に基づいて」ということでいいのではないかとここで、意見シートに書いているということは、ここでは原則、削除という方向でいいのではないかと考えていたわけですよ。

難しいですよ。このときは、今言ったような意味で、アンダーラインの部分は削除していく方向で考えていたということですよ。随分時間がたってしまったので、ここにこだわるつもりはないので、こう言っていますけど、皆さんの意見を伺いながら、一致できる方向で検討してみたいなということです。

○森戸座長　分かりました。

全体的には、申合せというのは、状況によって変わることは常にあると思うんですが、ただ、情報提供されている限り、何か非公開にすることもない問題だと思うんですよ。だから、少なくとも「等」という形にして、申合せもあるよとしておいた方が、私はいろいろな意味で、市民への説明が付くのではないかと。実はハンドブックにこう書いてあってねという説明ができると思うんですよ。会派代表者会議というのは何なのということから始まって、私たちはハンドブックで説明し

たりすることが多いと思うんですよね。ですから、そういう意味では、あってもいいのではないかと
思うんです。

いかがですか、中山議員。

○中山議員 斎藤議員の意見とかを聞いていますと、一致するのはなかなか難しいのではないかと
思っているんですが、どうなんですか。つまり、
逐条解説に（「等と」と呼ぶ者あり）「等」と書
かないと、条例の方に「等」と入れないと、その
「等」とは何だとなると、またややこしい話にな
ってきて、議論が振出しに戻ってしまうと思うん
ですけど、それで一致できないんだったら、不一
致にするしかないかなと思っています。

○斎藤議員 中山議員、そのことだけ言いました
けど、私は、「会議規則及び要綱に基づいて」と
いうことにするのであれば、逐条解説には申合せ
は入れないということで、その部分は中山議員と
同じなんですよ。

○中山議員 分かりました。

○森戸座長 いかがでしょうか。

○中山議員 だから、あとは、どうしても申合せ
というのをどこかに入れておかなければいけない
んだという会派の方がいらっしゃるのであれば、
難しいのではないかなと思っています。

○森戸座長 一致しないと。

それで、「会議規則及び要綱に基づいて」とい
うことで終わって、逐条解説には書かないとい
うことですね。

○中山議員 結局、申合せは条文に盛り込むのは
不適切というような議論があったわけです。その
中で、私たちは入れないという話をしていて、で
は、入れないから逐条解説に申合せを入れるとい
うのは、ちょっと矛盾しているんですよ。

市民に説明がつかないとかという話なんですけど、説明がつくではないですか。ハンドブックも
あるし、実際に運用で、約束の中でやっているわけだから、だから、そこに載せるか載せないかと

いうだけの話であって、だから、そこは考え方の
違いかと思うんですが、なかなか一致できないの
であれば、時間も限られていますし、ここは飛ば
していくしかないのではないかと
思うんです。

○森戸座長 議会基本条例というのは、議会全体
の議会運営の在り方を含めて定義をしていくもの
なわけですよね。その中で、現実には議会ハンドブ
ックというのがあって、これも根拠になって議会
運営が進められているということだと思
うんですよ。今日の議論の中では、この議会ハンドブック
は、ある意味情報提供で、積極的にとは言わない
までも、議会の図書室と情報公開コーナーにはあ
るよと。したがって、非公開のものにはなってい
ないということが明らかになった。それは、みんな
で確認されたことだと思
うんですよ。それを受けて、では、非公開になっていない申合せをどう
いうふうに私たちは取り扱ったらいいのかという
議論だと思
うんですね。

それでもなお、申合せは公開しないというか、
条文上のどこにも位置付けが出ないんだとい
うことにするとしたら、なぜそうするのかという説明
をきちんとしておかないと、市民から求められた
ときに、私たちは説明できないということになり
ます。

○中山議員 座長のおっしゃっていることはよく
分かるんですが、私、基本的な考え方として、申
合せというのは、全会一致の原則からすると、改
選ごとに1度リセットするべきものであると個人
的には考えているんです。ただ、これだけの申
合せ事項を、今まで議会運営のために約束事を決め
てきている中で、では、改選してメンバーが代わ
ったからリセットしましょうと言って、ここの部
分はどうしますかとか、会派はどうするとか、ま
た扱いを全部議論するのは大変なので、申し送り
でずっと来ているんだと思
うんです。

ただ、考え方としては、改選したときに、メン
バーが代わっているんだから、私だって承服した

くないような申合せはいっぱいあるわけですよ。だけど、それは仕方がないから、私も理解して運営に協力しているだけであって、本来であれば、改選のときに、この申合せというのは1度リセットされて、その当時のメンバーで一致したものについて運用するべきだと考えています。

ですから、そういう考え方に基づけば、本当はあるべきものではないと思っていて、だからといって、では、申合せは運用で使わないんだという考え方もないんですよ。皆さんに協力していきたいと思っているし、また最初から、改選するごとに、これだけの量をどうするのか、どう扱うのかなんて議論は物理的にできないですからね。

ですから、そういう意味では、そういったところもあるので、そういった考え方でいくと、当然条文にも逐条解説にもという話に、我々はなっているということです。ですから、そこで一致できないのであれば、見送っていただくしかないと考えています。

○森戸座長 申合せ事項というのは、長年、小金井市議会が、各会派が一致して、練り上げてきたものなんですよ。ただ、途中で、例えば議会運営委員会が正式な委員会ではなかったときがあって、それが、地方自治法改正で正式な委員会になったという状況が生まれ、そういう意味では、いろいろなことが、中山議員がおっしゃるとおり、精査しなければいけないものも幾つかあるかもしれないですよ。その見直しはやる必要があると思います。それをやるにしても、やはりきちんとした公式な場で、きちんと議会運営委員会に出してやっていくということだと思んですけど、そういう意味でも、私は、議会基本条例の中に申合せをどう位置付けるのかということはやっていただいた方がいいのではないかなと思うんですよ。

以前、議会運営委員会は、前は議長応接室でやっていたから。全部非公開だったわけですよ。それががらっと、委員会条例を作って、こ

の場で公開で開会するようになったことなどを含めると、申合せも、ちょっとまだそういうことに、そういうもとのものが残っている可能性というのはあるのかもしれないですよ。だから、そこは見直しをやらなければいけない。それは本当に中山議員がおっしゃるとおりだと思うんです。

そうなんだけど、では、この申合せを議会基本条例ではどう位置付けるのかということは、ちょっとどうでしょうかね。

○中山議員 限られた時間なので、自民党会派としては、いわゆる条文に盛り込まないというのは大方一致できるわけですから、あとは、逐条解説に申合せを入れるか入れないか、ここで一致できるのであれば、それでいいかなと。入れてもいいとは思っているんですけど、基本的な考え方というのは今、私が申し上げたとおりで、本来であれば、条文に入れないのであれば、逐条解説に入れるのは不適切かなと考えています。

それからあと、今、座長がおっしゃったようなことは、今後、議会運営委員会で、議会改革でやはり1個1個、もし申合せを変える必要があるのであれば、全会一致の原則にはなるんですが、議論して行って、変えていく必要はあるのではないかなと。その議論は今できないので、逐条解説の中に申合せというのを別に入れなくてもいいよ、今、ルールでやっているんだから、何も運用上、問題ないですねという考え方で皆さん、一致できるのであれば、これは一致できますよね。

○森戸座長 ただ、全体は、逐条解説に入れてもいいのではないかということになっていて、そのために、斎藤議員がおっしゃるのは、逐条解説に載せるんだったら「等」と入れた方がいいよということだと思んです。

○中山議員 その「等」というのは、今、斎藤議員がおっしゃったように、要綱等も含むということですから、そういう位置付けで逐条解説に書かれるのであれば、私たちも歩み寄れますけど

(「要綱等に基づいてという」と呼ぶ者あり)
「要綱等」と書いて、その中に申合せが入っているかどうかというのは個々の認識になると思うんですけど。(「逐条解説には載せない」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 「等」と入っていて、逐条解説には載せないということ。(不規則発言あり)だって、会議規則等に基づいて……。

○中山議員 逐条解説には、だから、ごめんなさい、もし僕の認識が間違っていたら指摘していただきたいんですが、では、会議規則等という「等」は何だと聞かれたときに、要綱だと言えがいいですね。

○森戸座長 この、中山議員としては「会議規則等」として、要綱を入れられないということですか。「等」って何だと聞かれたら……。

○中山議員 その場合は、では、「等」とは何かと。人によって、申合せが入る入らないとなると、おかしいことになるではないですか。そこはちょっとどう考えるかというのはあると思いますけど、我々は、この条文の中にも、逐条解説の中にも、申合せというのは考えていないということです。

○森戸座長 ただ、全体が一致すれば、さっき、何か、申合せも逐条解説に入れてもいいとおっしゃったように私の耳は聞こえたんですけど。

○中山議員 だから、ここでぎくしゃくしていてもいけないので、表現の問題だけだと思うんですけど、皆さんが一致できるような表現があれば歩み寄ってもいいんですが、我々は、少なくとも申合せは、この中に考えていないということですから、その部分については一致できないということになります。

○森戸座長 すいません、自民党が考えていないというのは、申合せは非公式の申合せだということの流れの中で来ていたのではないかと思うんですよ。今日の議論の中では、これは情報提供として情報公開しているものだと認識がちょっとま

た変わったんですよね。ですから、そういう意味では、そういう情報公開しているものの中で、どういうふうに位置付けたいのかということも、もう一度ちょっと各会派、考えていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。ちょっと中山議員とのやり取りになっているんですが。

○五十嵐議員 現実には申合せがあつて、申合せに基づいて流しているというか、運営しているというのは確かにあると思うんですけど、もともとは、やはり条例、規則、要綱というきちんとしたものがあるわけで、先ほどから座長が言っているように、今ある申合せも、本来であれば、要綱とか規則に変えていく必要があるものも多分あるだろうと思うんですね。だから、本当はそういう整理をすべきものなんだろうと思うんですけど、ただ、それができていないと。

では、申合せとは何だということになると、たまたまそこで集まったメンバーで、こういうふうに行っていた方がスムーズに行くよね程度の中身のものなのかなと思ってしまっていて、それを条文に、そういうものがあるんだよと載せていく性質のものなのかなと思うと、それもちょっと、もしかしたら違うのかなという思いがありまして、それで正副座長案の「会議規則及び要綱に基づいて」という提案に賛成したわけです。

そういう意味では、逐条解説に関しても、申合せという言い方で載せる必要があるんだろうかという疑問を今、持っていて、むしろ、正式には、公式には、条例があり、規則があり、要綱がありというところでまとめていく方がいいのではないかなという気がしているんです。先例なんかは特にそうですけど、申合せというのは、メンバーが代わればどんどん変わる可能性がある、そのぐらいのレベルのものなのかなとちょっと考慮していて、そこを一緒に並列にしていけるのかなという疑問を持っております。

○斎藤議員 五十嵐議員、そうしますと、今のハ

ンドブックにある申合せについてのことで今、おっしゃっていたんですか。それとも、今ある申合せは、要綱という形で定めた上でのお話なのか、その辺、ちょっと聞き取れなかったんですよ。今、ここにある申合せは非常に大事で、こんな申合せは、任期が変わったからといって全部破棄するんだというのはちょっと乱暴なので、それ自体は要綱にしなければ、そういうことであれば要綱にして、継続性を持たせなければいけない内容の方がほとんどではないかと思っているんですね。

ただ、私も、それだけでは議会運営できないと。先例みたいな形で、それまでの習慣、慣習という形でやっていることも当然あるので、それ自体も否定するつもりはないんですけど、条文の中では、やはり要綱とかという言い方で、私は申合せはあってもいいと思っている派なんですけど、今までの議論の中で、会議規則及び要綱という形であれば、「等」という言葉を入れた方が、実態の整合性が取れるのではないかなと思っています。

○森戸座長 それで、ちょっとこうしたいと思うんですが、一歩進めるというか、結論は先になるんですけど、申合せ事項の中で、要綱にすべきものとそうでないものと、ちょっと区分けをするというんですかね、その作業をやった方がいいかなと思うんです。それで、第2班にその作業を行っていただけないかと思うんですが。第1班は、逐条解説とかまだいろいろと仕事があって、第2班の方で、項目だけでいいと思うんですよ。これは要綱にするもの、これは申合せで残すものということで、どうでしょう。

○斎藤議員 作業自体はいいんですけども、要するに、それをやることによって、条文がどう変わってくるかということになるのか、ならないのか。その峻別をしても変わらないんだということになれば、これは、今、限られた期間でやることではなくて、それこそじっくりやっていく必要性があるのではないかなと思うんですよ。

○森戸座長 いずれにしても条例を作る上では、やはり要綱が要るんですよ。規則は規則であるんですが、要綱もちょっと作っていかないとできないものもあるのかなと思うので、ちょっと時間にかかるかなと思うんですけど。それを除いた場合に、申合せが残って、それは公開なんですけど、その文言を入れる必要があるのかどうかという政治的な判断をするしかないかなと思うんですけど、どうでしょうかね。

○片山議員 今、多分条例全体をやっていくときに、要綱をきちんと、どちらにしてもこの整合をきちんと取っていかなければいけないということがあるので、その前段作業として、第2班にそうやって見ていただくというのはよろしいのかなと。第2班ではない人間が申し上げていますけれども、大変助かりますとか、一般としては申し上げたいところです。

それはそれとして、やはりハンドブックに基づいてというか、ハンドブックを参考にしながら、いろいろなことを進めてきているという事実はあるのですから、やはりそれを、どこかで説明を求められてしまうと思いますので、できるだけ一致するような形の表現で載せていければと思います。何かしら、だから、これをなくしてしまうという話には、恐らく今、ここではないと思いますが、今の状況の話で、先鋭化していくと、会議規則と要綱だけでやるんだみたいな形になってしまいますから、私たち、実際に運営していて、そうではないわけですから、そうではないのであれば、それはきちんと、議会基本条例というのがやはりもともになると思いますので、そこで何らかの形で、議会というのはこういうふうに運営しているんだというのを示していった方がいいのではないかなと思っています。

○森戸座長 全体的には、逐条解説にも載せてもいいのではないかということなんですよ。ただ、どういうふうに乗せるかということだと思っ

すが、その辺りを考えると、ちょっともう一度分けてみて、申合せとはこういうものになるんだよということの確認で、だから、それが例えば、常に変更するものだけが残るのかどうかというのは、ちょっとやってみないと分からないんですが、そこを精査しながら、皆さんがどう考えるかというところで現実的に持っていった方がいいのかなど。何か、協議だけをしていても前に進まないという気がしてならないんです。

基本は公開だと思うんですよ。

○板倉議員 私も第2班の人間なので、座長提案をちょっと整理しますと、現在、申合せ事項で、要綱に持っていくものということは、全会派が、これは一致できるものということになりますよね。一致できないものが、申合せ事項として残る。それを逐条解説に入れるかどうかは、また別問題だよという整理ということですか。

○森戸座長 全会派が一致できるというか、第2班の方で精査してもらって、これは要綱にした方が妥当だという判断をしてもらおうということなんですよね。

○片山議員 第2班ではないので、私が確認することではないんですけど、基本的に、さっき斎藤議員がおっしゃったとおりに、大事なことが載っているんで、ほとんどのものが、要綱に上げようと思えば上げられるのかなと思うけれども、その中でも、ちょっとこれはどうなのかと疑義が、第2班の方でも少しあれば、出してもらおうということなんですよね。もしあれだったら、それはもう一回ここで、こことか議会議事委員会なのかもしれないけれども、そこで何らか、地方自治法などとの整合を見ながら見直していくことになるということですよ。

○森戸座長 ですから、要綱に上げられるものが多ければ、この大多数が要綱になるんだということであれば、片山議員も一定納得される、片山議員というか全体も納得して、では、公開できるん

だからいいのではないかなと思う量が少なければ、私は何か、一致点がもっとできるかなと思っていて、言っていることが分からなくなってきたけど、分かりますか。申合せ事項が要綱になれば、公開はするわけですよ。ですから、公開度は増すわけで、どこまで要綱化できるかというところの検討を第2班にお願いできないだろうかということですよ。

○斎藤議員 確かに条例ができたときには、要綱がないと実際、動かないという形になるので、要綱が必要だと。今ある申合せの中で、要綱にするのにふさわしくないというものをピックアップして、理由を付けるという作業なら、何とかできそうな気がします。

○森戸座長 分かりました。どちらでも、要綱化すべきものを出すか、要綱化にふさわしくないものを出すかという違いなので、要綱化にふさわしくないものを出すということで、第2班の方にはご検討いただくということでしょうか。

○白井議員 それに当たって要望なんですけれども、僕、ちょっと記録係ですので、ハンドブックのテキストデータを頂けないかなと思いますが、いかがですか。

○森戸座長 では、すいません、それ、全委員にデータを流してもらっていいですか。（不規則発言あり）申合せ部分だけね。

○小林議員 座長が整理していただいて、その上で一言申し上げておきたいんですけど、そうやって残った申合せ、結局、申合せを載せるか載せないかという話がもともとあったと思うんですけど、整理して残った申合せがあると。これをどうするかということになるんですけど、結局、議会運営に対しては、今までも出ていたように、先例、慣習、口伝、いろいろなものがあって、でも、それは欠かすことがないものとしてあるし、市民の人に聞かれば、こういうやり方をしていたからこうだよと明らかにできるわけですよ。ただ、それ

が、では、今の申合せの中に入れるべきかどうかと更に次なる議論に発展していくわけですね。

そういう意味では、申合せというのは、書かれていること自体は大事なことだけれども、これが全てかどうかという議論というのはまだ十分にされていないわけだから、そんなに、先ほど出ているように、規則、要綱と同じように扱うというのは考えなければいけない。これ自体は、座長も言われているように、逃げも隠れもしない、見るところを見ればあるわけですから、そういった整理も、ちょっと私たちも今後の検討の中ではしていくべきかなということで、申合せ自体が、全てが書かれている、精査されているわけではないということは言っておきたい。

○森戸座長 申合せだけで全てできているわけなくて、おっしゃったように、先例や、それから、口伝ですね。かつてはとかいうこともありますよね。こうやっていたという、そういうことも含めて、総体として議会運営をやっているわけですから、では、口伝までどうするのかと、皆さんが覚えているのを全部出してやるのかという話になると、そうはならないので。ただ、申合せというのは、議会運営を進める一定の根幹の一つではありますよね。そこはちょっと精査をしていくということです。

その中で、最低限しか残らなかったときに、では、それを本当に条文に載せる必要があるのかどうかということ、それぞれ見極めていくと。本来は載せたいという意見もあるんだけど、しかし、そうではないという意見もある中では、どこかで一致点ができるようにしたいと思いますので、第2班の皆さんにはまたお手数をかけますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○斎藤議員 ちょっと確認なんですけど、要するに、私たちは要綱を作るのではなくて、要綱に載せる項目を分けるということによろしいですね。

○森戸座長 そうです。それで大丈夫です。

それでは、第2班の方に、申合せについての精査をしていただき、要綱にするのにはふさわしくないものをリストアップしていただくということによろしいでしょうか。では、そういうことでまとめさせていただきます。

それでは続きまして、3の諸報告についてです。これはシートナンバー49でありまして、行政報告を条文に盛り込むことについてであります。それで、前回、第11条の第2項なんですけど、市長等から市の事業、課題について、常任委員会で報告を求めることができるという文言なんですけど、これについては、行政報告というのは市側から求めるものであって、議員から行うものではないのではないかと事務局からのアドバイスもありました。

ただ、全会派一致の場合に、議長に報告し、行政報告を申し入れることもあるのではないかと議論もあったのかなと思っていまして、そういう意味で、議会サイドとして、議会として行政報告を求めるという手法は採れるようにした方がいいのではないかとということで、これは自民党が持ち帰りということになっていたかなと思いますが、いかがでしょうか。

○中山議員 持ち帰って議論しました。それで、結論から言いますと、大変申し訳ないんですが、一致できないということで不一致にさせていただきたいんですけど、理由は、まず行政報告というのは、やはり行政側から報告する内容であって、こちら側から議長を通じて求めるものではないと認識しているのと、では、実際に何かあった場合に、今どうしているかということ、行政にお願いして、必要があれば報告していただいたり、そういった運用上でカバーできているということと、本当に聞きたければ、資料請求等はできませんが、所管で聞くことができていると。

現実、確か厚生文教委員会などでも、ちょっともし議会事務局の方で分かればいいんですけど

ども、分からなかったらいいんですけれども、定期的な行政報告、図書館か何か、ちょっと私も（「福祉会館」と呼ぶ者あり）福祉会館か、覚えていないですが、定期的な行政報告を求めて、行政側もきちんと報告しているという事実もありますし、それからあと、こういう必要な行政報告、こういうことについて知りたいので、何かあったら報告してくれと言っておけば、行政側もきちんと報告してくれていますし、あえてそこを明確化する必要があるのかというのが会派の大方の意見でありましたので、ここはちょっと、持ち帰ったんですが、一致できないということで不一致としていただければと思います。

○飯田議会事務局次長 ただいま中山議員からございましたように、厚生文教委員会などで定期的な報告を求めということで、確か福祉会館ですとか、ほかにも、例えば委託問題とかそういったことで報告を求めてということもあったかと思うんですが、可能な限り、それは行政側も応じているし、できないことはできないということで、随時報告しますということでお答えをした例もあるかなと記憶しております。

それで、行政報告というのは本来、法令に基づくものではございませんので、議会が議決によって要求することはできないということで「議員・職員のための議会運営の実際」という解説本にも載っているところでございまして、ただ、そのような声が大きくなったり、あるいは、水面下でそういった要求があった場合は、応じられるものについては応じているというのが実態かなと思っております。

○中山議員 市政についての重要案件を行政が報告しないというわけにはいきませんし、現状運用を見ていただいても、何ら支障も出ていません。やはり行政報告、行政側の報告を議会から報告しろと求めること自体がやはりいびつな形だと思っております。現状運用で何ら支障がないものを、

あえて混乱させるような条文を盛り込むというのは、自民党会派としてはちょっと一致できないということで、皆様方にご理解いただければと思います。

○白井議員 自民党の中でしっかり5人が協議されて、そういう結論を最終的に出されて、ここで話しされているんだったら、覆りようはないのかなと思うんですが、これについてはいろいろ、それぞれ、賛否はあったと思いますけれども、例えば昨年で言うと、これは土地開発公社の話ですから、ちょっと議会とは違うのではないかという話もありましたが、ただ、結局、市長が関与していることで、最終的には、市長報告という形でやってもらったことがあるわけです。あれは、やはり議会から求めたという経緯がありました。恐らく議会側から強く言わなければ、ああいう市長報告が行われることにはならなかったでしょうし、最初、市長側も、それはやりたくないというような話もありました。その中で、粘り強く交渉した結果、市長報告という形で、ああいう報告というものが実現したことがありました。

それについて、当然賛否はあるでしょうけれども、ただ、重要なことを公の場で市長の口から、もしくは、その関連部局の方から報告をしっかりやってもらおうということ自体はやはり重要なことだと思いますから、ああいうことがあるということ自体は、中山議員、どのように考えられていますかね。

○中山議員 市政において、議会側も注視するような事案については重要事項だと思いますから、当然必要に応じて報告すべき内容であれば、行政側が報告すべきだと思います。そういった考え方の中で、現状、今、白井議員がおっしゃったように、こちら側から求めて、実際に市長報告という形で報告になったということで、行政側もきちんと対応していますので、今の段階の中では、きちんと運用が機能しているのではないかと見てお

ります。

これを、例えば市長が代わって、新しい市長が絶対に報告はやらないんだとなれば、またこれはちょっと話が別なんですけど、やはり市民の方から公平、公正に選ばれて、選挙で当選されてきた市長ですから、市民の方に求められて、議会に、もしくは、市民の方に報告しないということにはならないと私は考えています。ですから、ここは運用の中で、現状、カバーできているということですから、あえて条文に盛り込まなくても、そこは、やはり議会側と行政側の信頼関係で成り立つのではないかと考えています。

○白井議員 非常に性善説に立たれて、すばらしい考えをお持ちだと思うんですけども、誰が市民から選ばれて、投票というのはよく分からない仕組みで動いていますから、性善説に立たない方が市長になられるかもしれないわけですから、今の市長はそうではないというのは、中山議員がおっしゃる部分もあると思うんですけども、それなりに、やはりちゃんと求めた部分是对応していただいているというのは私もよく理解していますから、ただ、そうではない方がなるということもあり得るわけですから、なってからでは遅いということもあると思うんですよ。

だから、ルールを何で決めるかという、最低限の枠組みをきっちり押さえておくということだと思っていて、それを、では、ここでしっかり明文化しておこうというのが、今回の議会基本条例の策定の意義だと思いますので、そこは私としては、自民党はしっかり捉えていただいて、自民党以外は一致しているので、ここは、そんなにこだわって反発する内容のところではないかなと私自身は思っていますので、できたら考えを覆していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○中山議員 白井議員のご意見は重く受け止めるというか、ちゃんと受け止めたいと思うんですが、全会一致のルールの中で、我々、議論してきて、

自民党会派も大分、ほかの案件でも、かなり譲歩してきているんですね。白井議員が一番ご理解いただいていると思うんです。我々、かなり譲歩をいろいろな局面でしてきて、この議会基本条例にはかなり協力を、一致させる方向でしてきたと思っています、むしろ、皆様方から譲歩いただくということもたまにはご検討いただければと。

○白井議員 皆さんは多分、かなりいろいろなところで譲歩されていると思うんです。合わないんだったら仕方がないと思っています。

○斎藤議員 先ほどナンバー51の議会運営の原則というところで、委員会条例、会議規則及び要綱うんぬんという形、要綱だと、それは要綱という形になると。決定はしていないんですけど、それに照らし合わせると、第11条もこういう形で定めおかないと、できないということになってしまうんですよ。今まで、実質的にやる、求めてできるといったことが、条例を定めることによって、逆にそれができなくなってしまうと。要するに、これは、議会の権能の幅を縮めてしまう、狭めてしまうということ、自民党は望んでいるということになるんですよ。ですから、是非お考え直しいただければと思います。

○中山議員 斎藤議員のおっしゃったことはちょっと間違いがありまして、では、現状、例えば行政側から報告をしてもらわなくても、いろいろと質問、質疑等をつまびらかにしていくという手段は残っていると思っています。行政報告というのは、あくまでも行政側からする報告であって、こちら側からしてくれという話には、本来であればならないと考えていまして、こちらからは考え方の違いがあるかと思うんですけども、実際に、何か聞きたい、確認したいことが、行政側に対して議会側からあった場合に、では、できないのかというと、私はできると思っています、実際にできているんですね。ですから、運用上、全く問題ないと考えております。

○齋藤議員 ここには、行政報告は書いていないんです。市長報告というものはあるんですけど、行政報告というものはまた別だろうし、行政に対する報告を求めるという形で、幾つか方法というのには確かにあるかと思うんです。委員会条例の中で、委員としての発言という形もあるかと思います。そのほかに、この諸報告という形で、こういうことを定めることによって、議会の幅を広げることができる。

それで、今まで実質的にそういうことをやってきたということを、ここで、議会基本条例で定めることによって、その幅を狭めてしまうという形があるわけですよ。議会基本条例を作る中で、この条文を落としてしまうと。ですから、この諸報告という条文を自民党が必要ないと入れなかったということになると、議会の権能の幅を自民党が狭めたことになるということは間違いない事実なので、そのことだけはよくお考えいただければと思います。

○中山議員 議会基本条例、あと、議会運営についても、全会派一致の原則で協議しているわけであって、自民党がそういう議会の権能の幅を狭めたとは思っておりませんし、そういう形で政治的な議論をされる、つまり、自民党が小金井市議会の幅を狭めているんだという政治的な発想で議論を持っていかれるのであれば、私は、この議会基本条例自体、制定しなくていいと思っていますので、それは間違った考え方だと思います。自民党が悪いとか、そういう話ではないんですよ。全会一致の原則で議論しているわけですから、不一致な部分についてもしょうがないではないですか。ですから、そこはご理解いただかないと、自民党が却下したとか、自民党が狭めた、そういう議論になるんだったら、議会基本条例、私らは、このテーブルには着けないということになります。

○齋藤議員 今、重大な発言をされました。全会一致にならないということも、一つの会派がそれ

を反対したから全会一致にならないということは当然あることです。それは尊重しなければいけません。しかし、その結果については、それに反対したということについては、議員として、会派として、当然それについての責任は取らなければいけない。そのことを制定できなかったということは、その会派の行動によってできなかったんですよということは事実であるし、今もこれ、議事録に全部残るわけですよ。ですから、それは、表現の仕方が違ったとしても、事実としては全く変わらないということになりますので、そのことと議会基本条例を作る作らない、制定するしないということとは全く次元の違う話ですので、是非お考えいただければと思います。

○森戸座長 ちょっと休憩します。

午前11時55分休憩

午後0時05分開議

○森戸座長 再開いたします。

○中山議員 齋藤議員から今、そういうご発言があったんですが、自民党会派としては別に、全会一致の原則だから、そこで一致できなければ、その条項を踏み潰すというような考え方は全くないんです。我々は、きちんとした議会基本条例を制定していくというところで一致して、会派の中で協議をしてきておりますので、そこはご理解いただきたいということ。

それから、どうしてもいろいろな考え方や価値観、判断のもとで、我々も協議し、判断していますので、必ずしも皆さんと考え方が一致する、一致できるというものでもないと思うんですね。ご自身の価値観に合わないからといって、それは、小金井市議会の権能の幅を狭めているということにはならないと思っていて、そこはご理解いただければと思います。我々も全会一致のルールを盾に不一致にして、議会基本条例の議論を妨げていくということは考えていないんですね。ただ、

やはりいろいろな考え方の中で、いろいろと意見があるというところで判断して、会派として持ち帰って、持ってきているということになっていますので、そこはご理解いただかないと議論が進められないわけですから、それは、白井議員なども意見が一致しないところも多いんですが、ある一定ご理解いただいています。

それから、自民党としても、今日に限らず、以前からもかなり、大分譲歩をしてきたんです。ほかの会派の方が、それは歩み寄れませんというようなことは多々あったと思うんですよ。それでも、一致できるところは、意見は違っても、歩み寄れるところは歩み寄ってきましたし、そこを一番やっているのは自民党ではないかなと思っていますので、ご理解いただければと思います。

○白井議員 いろいろ見解はあると思いますが、一つだけちょっとお願いがありまして、もともとの経緯と、今日で25回目を数えるこの議会基本条例策定代表者会議と、すごい時間をかけて、一応同じ方向を向いてやろうということで始めているわけですから、確かに議論の協議で盛り上がるころはあると思うんですけども、それだったら議会基本条例は要らないよとか、席に着けないよというような発言だけは、ちょっと控えていただければと思います。

○中山議員 我々も、議会基本条例を制定するときに、全会一致で判断したんですけど、そもそもこれをやること自体がどうかという議論もあったんですよ。そういうところからスタートしているので、かなり我々も歩み寄ってきているということで、そこはやはりお互いに、我々の考え方も理解していただかないと、斎藤議員のような発言が出てくると、そういうふうな方向に取らざるを得ないんです。だって、全会一致の原則で議論してきているわけですから、それが受け入れられないということであれば、もうこれ以上できませんよということになると私は思っていますので、そこ

は理解していただければと思います。

○森戸座長 斎藤議員、何かありますか。いいですか。

では、ちょっと議論の途中ですが、昼休憩のため1時10分まで休憩します。

午後0時10分休憩

午後1時13分開議

○森戸座長 それでは、午前中に引き続き、議会基本条例策定代表者会議を再開いたします。

先ほど、素案たたき台についての3の途中だったんですが、あれ、またいなくなったな。

休憩します。

午後1時14分休憩

午後1時15分開議

○森戸座長 再開いたします。

午前中に引き続き、協議を進めていきます。

午前中、諸報告についてで、自民党が持ち帰られて、不一致ということであります。自民党からは、運用上でカバーをできているということがありますが、実質、現状でもできているのではないかということがありました。基本的には、現状できていることをどう条例化するかというのが、当初の議会基本条例の出発点だったかなと思っておりまして、その点も考えて、一致するという見込みは全くないのかどうか。その点はどうか、もう一度確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうかね。

○中山議員 これで持ち帰って、持って帰ってきていますので、一致はちょっと難しいのではないかと思います。

○森戸座長 一致は難しいということですが、不一致ということになるんですが、不一致になるにしても条文をどうするかということだと思います。ナンバー49ですよ。不一致だと、市長に対して市長報告を求めることができるというの

は残すということなんですね。これは一致しているわけですね。

そうすると、第2項を削除するということになるでしょうかね。それか、もしくは、前項に定めるもののほか、議会は、市長等から市の事業、課題等について、例えば随時、常任委員会で報告を受けることができるとか、報告を受けるものとするみたいに受動的な立場で述べるのか、それとも、ここは削除をするのか、どういうふうに対処するか、皆さん、ご意見があれば伺います。行政報告というのは実質的にやっているものですから、それは全く述べないと。いかがでしょうか。

○中山議員 受けることができるという条文であれば、現状ですから、よろしいのではないかと思います。

○森戸座長 受けることができる。つまり、行政報告という形が、議会基本条例では正式に、どういうふうに位置付けて文言化したらいいかということも含めて。

○五十嵐議員 その内容だったら、第1項の、議会は、市政の重要事項について、市長らの報告を求めることができると、それだけでいいのではないですかね。何か、第2項目目を無理やり残そうとすると、ちょっと違和感を感じます。

○中山議員 ちょっとすみません、誤解していましたので訂正します。第2項ではなくて、第1項をそういう形にすればいいのではないですかね。市長の報告を受けることができます。市長等の報告を求めるのではなくて、受けることができます。それで同じだと思います。

○森戸座長 申し訳ないです。ちょっと休憩します。

午後1時19分休憩

午後1時22分開議

○森戸座長 再開いたします。

申し訳ありませんでした。休憩中に、ちょっと

何かいろいろなお話が出たようですが、もうこれは削除でいいのではないかと。

では、白井議員、何かありますか。

○白井議員 単純に第2項削除で、第1項をそのまま残すでいいと思っています。

○森戸座長 そうですか。

皆さん、いかがでしょうか。

○中山議員 私は、であれば先ほど第2項を削除して、この第1項の「市長等の報告を求めることができる」を「市長等の報告を受けることができる」にすれば同じ意味かなと思ったんですけど、白井議員の方から第2項を削除して、そのまま第1項は「報告を求めることができる」でいいのではないかというご意見もあったので、余りここは議論していても仕方ないので、であれば白井議員のご意見も一つあるのかなというふうには考えております。

○森戸座長 皆さんは第11条第2項を削除することは譲るといことでよろしいですね。不一致なので。不一致だから譲りますということでもよろしいですか。

○小林議員 確認、すみません、大分基本的なところに戻りますけど、12月22日現在で頂いているのには、第13条第6項にこれが1行書かれているだけなんですけど、要はこの49の条文とはもう違う状況になっているんですか。これ、どうなりましたか、ちょっと分からなくなってしまう、ごめんなさい。

○飯田議会事務局次長 こちらの、皆様にもお配りしてあります修正事項のところ、かつては市長報告ということで第10条が別立てになっていたんですが、平成26年3月27日で、第13条、市長と議会との関係の中に一旦は入ったんですが、その後、正副座長案で諸報告ということで行政報告もうたおうということになって、また別立ての案がナンバー49で出ていたという形になりますので、もし市長報告だけというふうにする、第13条の

市長と議会との関係に含めるというのも一案かとは思いますが。

○森戸座長 そうですよ。どうするか。この第1項だけは残しておくのか、これは諸報告ではなくて市長報告という形になると思うんですよ、題名は。残しておいた方がいいのか、それとも市長と議会の関係の中に盛り込むのかということになると思いますが、いずれにしても、まず第2項を削除するということはお互い譲り合って、これは削除するということによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それで、第1項だけが残るわけです。これは、議会は市の重要事項について、市長等の報告を求めることができるということで、中山議員は、これを譲ってこれを残しても良いということでもあります。まずは残すということで一致していただけますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 一致したとしたら、これは第11条で単独の条文で残すのか、それとも第13条になるのか、市長と議会の関係の中に盛り込んだ方がいいのか、その辺りはいかがいたしましょうか。

○片山議員 質問なんですけど、これはただ前議会からの申し送りの中では、あえて切り離していたんですよ、市長と議会との関係の次に市長報告というのが、あえて別の条項等立ててあったので、その意味などもあったかと思うんですが、その辺をちょっと説明していただきながら判断できればと思いますが。

○森戸座長 前回の議会。全員協議会については、市長報告。前回は、市長報告は第10条、たたき台のときは、第10条で、「市長は、市政の重要事項について判断した場合、または議会からの要請があった場合、本会議において市長報告を行うものとする」ということになっていたわけです。しかし、議会基本条例なので、「市長は」ということにはならないということがあって、こちらの方で

は変更したという流れがあるかなと思っているんですけど。それで、「議会は」というふうに訂正をし、「市政の重要事項について、市長等の報告を求めることができる」ということを盛り込んだ。したがって、市長が判断した場合には、議会はその要請を受けて、市長報告を行うということについては削除した方が良いということで、これを削除したいというふうに思っているんですけど。

そうすると、「議会は」というふうになると、議会は求めることができるという文言しか残らなくなるんですよ。だから、本来は、市長報告は、例えば、市長が必要と判断した場合に、議長に求め、開催するものとする。または、議会からの要請があった場合はという、本当は両者を載せておいた方が分かりやすいことは分かりやすいですよ。これ、一方だけしか載っていないから、何となくちょっと座りが悪いと思うんですけど。

○片山議員 分かりました。市長報告と、あえて前議会のときに載せていたというのは、やはり重要な位置付けとして、あえてそういうふうにしたのかなというふうに思いますので、ちょっとその「市長は」を入れるのかどうかというのは議論は必要かもしれないのであれですけども、そういう位置付けだというのは分かりました。

○森戸座長 1条を起こした方がいいか、それとも1条の中の号に盛り込んだ方がいいかということですよ。

自民党、いかがですか。削除を主張されて、条文までは考えていらっしやらないですか、この条文をどうしたらいいか。（「位置ね」と呼ぶ者あり）位置。どこに入れたらいいか。

○中山議員 そこまで考えていなかったですね。皆さんが一致できれば、どこに入れてもいいですよ。

○森戸座長 そうすると、その部分はどうしますかね。

○宮下議員 すみません、事前の調整もなしに意

見を言って申し訳ないですけど、たった1項の部分だけを削るだの入れるだのでこれだけ長い議論をしているので、そういった経過を踏まえると、1条でちょっと何かバランスは悪いかもしれないけれども、痕跡をとどめる意味も含めて、単独で入れたらどうですかね。

○飯田議会事務局次長 すみません、経過が分かったので。シートでいうとナンバー31のところで、第10条第6項としてまとめて条文化するという正副座長案として提案されていまして、全会一致で3月27日に一致を見ているという経過でございます。27日に持ち帰りで、4月7日提出期限で……ナンバー31のシートで一定、全会派一致という形にはなっております。

○森戸座長 ちょっと休憩します。

午後1時34分休憩

午後1時38分開議

○森戸座長 再開いたします。

それでは、このナンバー49については、第2項については、譲り合ってこれは削除すると。同時に、譲り合って第1項は残すと。なおかつ市長報告として第11条を譲り合って残すということによるのでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、そのように確認をいたしましたので、よろしく願いいたします。

次に、4、政策検討会の運用についてであります。資料を皆さんにお示ししております。ちょっと事務局の方からあれしましょうか。それで、さっきの資料ですね。政策検討会のたたき台を皆さんにお示ししておりますが、これは議会が会派を超えて政策立案を行う場合に、必要に応じて政策検討会を設置するということでもあります。正副座長のたたき台を作るということで、これを作ったわけですけども、所管事務として政策立案の原案作成に関する、また、政策立案のための調

査・検討に関する、ということ、組織としては議員のみで構成する、それから委員数などは要綱で定める、座長、副座長を委員の互選によって選出をするということ、座長の所管事務、副座長の所管事務を述べています。

あと、会議についてですが、政策検討会の会議は、座長が招集するということですね。座長は、会議を主催し、3番目に、会議は、原則として傍聴を認める。4番目に、座長は必要があると認めるときは、会議に諮って、委員外議員の意見を聞くため、出席を求められることができる。また、5項目は、市長その他の執行機関の職員の意見を聞くため、出席を求められることができる。そして、必要に応じて、委員以外のオブザーバーの方々の会議に参加をすることができるということです。それから、会議の記録については、政策検討会において協議して決定する。

それから、経過及び結果の報告についてですが、政策検討会は、検討の結果を議長に報告するものとする。そして、政策検討会の廃止。政策検討会の廃止は、当該検討会の目的が達成されたとき、座長が協議を終了すると判断したときなど、廃止する必要性が生じた場合、その都度、会議に諮って、要綱の廃止を行う。政策検討会の庶務は、議会事務局において処理する。委任として、上記に定めるもののほか、政策検討会の運営等に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定めるということにいたしました。

右側にイメージ図があります。別紙ですね。会派から提案があったもので、全体が一致して設置することに合意する、これは会派代表者会議で議論して決めます。議会運営委員会に設置することについて確認し、委員構成及び運営等の要綱を制定して設置をすると。そして、政策検討会を開催するということでもあります。こういう流れで政策検討会を設置してはどうかというのが、正副座長のたたき台であります。今日はいきなり見て結論

を出すということになりませんので、よくご検討いただき、持ち帰って、次回、議論をしたいと思っております。

大もとは大津市議会でしたよね、政策検討会の中身を参考にさせていただきました。議会事務局次長の方から、ちょっと補足的にあればお願いします。

○飯田議会事務局次長 ほんの少し。今、座長の方からご説明いただきましたけれども、会派間での協議を経てということで、会派代表者会議で、全会一致でこの政策検討会を設けようというようなことで一致したものの、例えば今までですと食育の条例ですとかアスベストの関係などをイメージしてたたき台を作らせていただいております。

それから、組織なんですけれども、議員のみで構成するということが市民を入れないということではここで一致を見ておりますので、議員のみで構成するというふうに書かせていただいております。

それから、会議の方の参考に資するため、部局の方に出席を要請してご意見などを伺うということも想定しております、食育やアスベストのときもそうだったと思うんですが、そのときはちょっと来てくださいというような形だったかと思いますが、この政策検討会の場合は議長を経て、座長から議長にお願いして、議長から市長部局の方に出席をお願いするということが想定しております。

それで、会議録なんですけれども、会議の記録ということで、こちらは要綱で設置をする会議でございますので、当然会議の記録が必要なんです、要点筆記でもいいし、全文筆記でもいいということになっております。小金井市市民参加条例の施行規則の第6条のところに、会議録の記載事項というのがございまして、会議の名称ですとか開会日時、開催場所、出席者、傍聴の可否とかいろいろございますが、発言内容につきましては、必ずしも全文ということではなくて、主な発言要

旨の記載でも可という形にはなっております。です、どういった形にするかというのは、その都度、政策検討会立ち上げの都度ご議論いただいて、それを要綱に盛り込んでいけばよろしいのかなというふうに思っております。

それで、政策検討会の方の廃止は、目的が達成されて、この条文化が達成されたときですとか、座長が協議を終了すると判断したときなど、必要な都度廃止するという手順をとるということを想定しております。

以上、補足させていただきました。

○森戸座長 ありがとうございます。

皆さんの方から、持ち帰るに当たっての、何かご意見とかありますでしょうか。

○小林議員 確認なんですけれども、この案というか、方向性として市民の方は入れないということでもまとめていただいておりますけれども、この要綱のつくりの中で、市民の方の声を一時的に聞こうとしたときには、どういう手順を行うようになるのか。それだけ確認をしておきたいと思えます。

○飯田議会事務局次長 市民の声を伺うというのが、パブリックコメントですとかアンケートとかいうのもございますし、この政策検討会がどこかに出向いて市民と懇談するというところもあるかと思うんですけれども、政策検討会自体の中には市民を入れないという形だと思います。

○森戸座長 この政策検討会が条例を作ることになれば、当然パブリックコメント、議会基本条例にある第6条になるんですか、公聴会制度や参考人制度、こういうものを使って、一定委員会だったら委員会でそういう場を設けるということになるかなというふうに思うんですよね。だから、その辺りが。

○小林議員 要は食育などをイメージすると、完成までの有識者の意見を聞くというようなアドバイスをいただくというような場面があると思うん

ですけれども、今の議会事務局次長の話からすると、要はこの会議から離れて意見を聞きに行くという、懇談しに行くというような位置付けで意見を聞いていく分にはいいんじゃないのということですよね。

○飯田議会事務局次長 あと、補足しますと、例えば有識者の意見を聞くといいますと、この間の議会基本条例の研修でもありましたように、そういった研修予算がございますので、そこで有識者のご意見を伺うというのもよろしいかと思えます。

○森戸座長 研修会になるのか、公聴会になるのか、参考人制度になるのかというところですよ。ただ、皆さんが、いや、市民も参加するようにした方がいいというご意見があれば、また別なんですけど、ちょっとそこは入れないというふうにくくったかなと思うので。その辺り、いかがでしょうか。

○片山議員 この設置の際の提案は、特に何か誰かが言い出せばというようなことでの、会派間での協議を経てということにしか書いていないんですけれども、そういったことでよろしいんですか。

○森戸座長 この方法は誰かが提案するにしても、会派代表者会議で全体が確認し、一致しないと、これはできないですよ。ただ、では、それ以外やっていけないかという、そういうことではないと思うんです。こういうこともできるし、例えば、12人以上の議員が賛同してやる場合は、これとは別に勉強会をやり、市民も参加してやり、条例提案をすることはできるわけですよ。これはあくまでも全会派が一致なりした場合のやり方ということだと思っただけです。

だから、実際にこれまでやってきたことがルール化されていないので、その辺り、やれないように見えるんですけど、これしかやれないということではないと。

大体、議会運営委員会のルールというのは、やってはいけないということ以外は全てやっていい

んですよ。どこかの議員研修会有的时候に、そういう話だったと思うんですよ、所沢市だったか。私たちは、やはりそうだと思うんです。やってはいけないと言っていること以外は、議会が工夫して、やはりやる努力をして、議会の権能をどう高めるかということだと思っただけで、これは会派が一致した場合にやれるやり方としてはこうですよというルール化ではないかと思うんですけど。

（「まあ、ちょっと」と呼ぶ者あり）でも、これ以外やってはいけないということではないでしょう。

○宮下議員 だから、正副座長案なので、あれですけど。たたき台の文面はこっち、出している文面はこの文面で、一応、どういうものをイメージしているかという、このイメージ図で出しているやつをイメージ図で示している。だから、一応、提案はこれなので、森戸座長がおっしゃったように、幅広い考え方を盛り込んでいくようであれば、それはそれでまたちょっと議論すべきではないですかね。いきなり何でもありという議論はちょっと。

○森戸座長 それは政策立案のところでもかなり議論したと思うんです。条例提案の仕方として、全会一致で提案する場合もある。それから、会派が何人か集まって提案する場合もあるし、単独会派で自分たちの政策を提案する場合もあって、では、この政策立案というのはどういうことをどこまで指すのかという議論の中では、全会一致のものについてきちんとルール化した方がいいんじゃないかということだったと思うんです。ですから、そういう意味で、この政策検討会というのは、あくまでも全会一致としたもの、ほぼ、ということのルール化ということだと思っただけです。そういうことです。（「条文に出てくる政策決定機関」と呼ぶ者あり）そうです。すみません、正副座長でちょっといろいろと。

○片山議員 この政策検討会を設置することにつ

いては、全会一致という意味合いでおっしゃっていらっしゃるんですよね。条例ができ上がって、出てきた暁というか、それは正式な場に議会で出てきたときに委員会にかけられたりとかするわけなんですけど、その際には、それも全会一致を、最初から決めるわけにはいかないんで、やはりそのときの判断になってくるとは思うわけなんですけど、一応、そういう、みんなで作ろうという目的のもとではあるかもしれないんですけども、ただ、全員が提案議員になるとか、そういうことを決められているわけではなく、設置は全会一致でやろうということというくくりでよろしいでしょうか。

○森戸座長 食育も全会一致で参加していない議員もいらっしゃったから、ただ、ほぼ可決ができる見込みが立っているということが、やはり大きな前提になるんじゃないかと思うんですけど。その辺り、どうですか。

○中山議員 一致できます。それで、自由民主党としては、意見をもう既に申し上げているんですけども、専門的な意見を聞くときは地方自治法第100条の2が活用できるために、この政策提言をするための限定した範囲での議員の中での政策提言をするための範囲での政策検討会とするということです。以上を逐条解説等に明記して説明した上で一致できるということで表明させていただいております。

○森戸座長 全会派一致というか、ほとんどということでもよろしいでしょうか。ほとんどの議員が賛成すると。

○飯田議会事務局次長 ほとんどというのは、例えば、今、反対するところもあるという想定でしょうか。一応、全会派の幹事長が、例えば、この議会基本条例の会議もそうなんですけれども、一つのこれは政策検討会かなと思っっているんですけど、全会派の幹事長の名前が連なって提案するというイメージでおりましたが、どういったイメージになりますでしょうか。

○森戸座長 全会派の幹事長が名前を連ねると。ただし、その中には私は反対だよという、反対にはならないかもしれないけど、退席だよという人が出てくる可能性はあるんですよ。それはだめということにはならない。食育推進条例はそうでしたからね。だから、そこまではなかなか。ただ、全会派が政策検討会の設置に一致をするということが大前提なんです。設置に全会派が、ほとんどが一致するということですよ。

○中山議員 まさに、今座長がご発言なさったことを、ちょっと確認しようかなと思っっていましたので、設置については全会派一致の認識でいいかと思っいます。

○森戸座長 多数ではなくて、全会派一致でいいですか。

○小林議員 いろいろ、片山議員のところからやって、もう一回まとめて確認すると、全体的に一致しそうな政策について設置を申請できるということですよ。まず、どうか分からないということではなく、全体的に一致しそうなもの、それは全会派とは限らない。それを提案すると。設置をしていいよというのは、条例は賛成しないよと思っっても、設置していいよということは全員いないとだめだということですよ。できたものについては参加をしない議員も当然いるということでもいいわけですね。

○中山議員 まさに先ほど座長がおっしゃったような、例えばとすれば食育ですとかアスベスト飛散防止条例とか、こういったところの前例などを想定しているということでもよろしいですよ。私はそう認識しているんですけど。

○森戸座長 大まかにはそうなんですけど、市民の参加というところが若干食育どおりにはいっていないんですよ、食育のときの。だから、そこが若干、私は残るんですけど、しかし、全体が、市民は参加しないでもいいということになっているので、ほかのところで補完していくという形かなと

思うんですけど。いかがでしょうか。

もう一回整理すると、何会派かが会派代表者会議を呼びかけると。そこで全会派が一致して設置していいよという確認がとれた課題についての政策検討会を開催することができる、この場合は、市民の参加ということになると、一定、例えば条例ができたりして、その条例を提案し、委員会に付託し、その委員会の中で公聴会や参考人等の形で意見を聞く場を設けるという流れになると思うんです。あと、研修会などで政策検討会で議論をする場合に、専門的な知識を聞くことができるということになるんですかね。

そういう流れでよろしいでしょうか。あとは、第8条の第3項にある、議会は、議員または委員会が条例等の政策提案をするに当たって、市民との懇談などの手段により意見を聞く機会を設けるよう努めるものとする。先ほど議会事務局次長から説明があった、これらを活用するということになるんでしょうか。その辺り、もう少しまとめた方が良ければまとめて、政策検討会の在り方を。（「条例設置のところまで矢印作ってするか」と呼ぶ者あり）そうですね。市民の意見を聞く機会は、どこでどういうふうに持てるのかというのを少し入れたものを作りましょうか。

では、それを作って、持ち帰っていただくということで。（「今作るんじゃないで、今すぐには作れないから」と呼ぶ者あり）そうですね、後で持ち帰りの中身、こういうイメージだよということも含めて持ち帰っていただけるようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、政策検討会の運用については、現時点での質疑を終了いたします。協議を終了します。

次に、5、災害時の対応についてであります。正副座長案を11月19日に提案いたしました。これは当日協議に至らず、終了をいたして、未確認になっています。災害対策マニュアルの現状を条例に規定するかどうか。改正が必要なら、議会改

革で提案をしてもらうということになるということなんですが。第6条に災害時を入れたらどうか。

7月の正副座長のたたき台の中では、第4条として災害時の対応を入れていました。これは大町市議会の規定を参考にして策定をした、条文化いたしました。ただ、これをもう少し簡素化した方がいいのではないかとということで、11月19日付けの条例改正の第6条として、議会は大規模災害が発生した場合において、議会としての確かつ敏速な対応を図るものとするということに変更したわけであり。これは、ハンドブックに書いてあることを若干ここに入れたということでしたよね、確か。

それで、議会のマニュアルについても、一定、ハンドブックには述べられているんですけど、その見直しを若干する必要があるかなと。それは3・11の東日本大震災の流れの中で、議会の様々な意見・要望、これは議員の皆さんが市民の皆さんから直接に寄せられた要望や意見なんですが、それを個々それぞれ議員が各課に持っていくと、各課も混乱するというので、各会派の代表者会議を開いて、その中で議長を通して市長に伝えると。市長にも直接参加をしていただいて、担当部長にも参加をしていただいて、直接伝えるという方式をとったんですね。

こういうこともきちんとやはりルール化しておいた方が混乱が起きなくていいのかなと思うんです。それぞれが各町会や自治会の自主防災会に入っていらっしゃるとか、そこで担っているいろいろな役割もあるので、それをどうこうすることはできないので、少なくとも住民代表としての議会の機能が果たせるものは盛り込む必要があるんじゃないかと。

まず、この条文なんですが、この条文でいいかどうかであります。いかがでしょうか。（「ナンバー52で話し合っているんですね」と呼ぶ者あり）ナンバー52。それで、もしこれで良ければ、

あとマニュアルの見直しが一致すれば、議会運営委員会にマニュアルの見直しを投げかけたいということだと思うんですね。

○鈴木議員 マニュアルが平成18年度版としてこれを示されているわけですよね、案が。これは今、現状、適用されているのかどうかということを確認したいということと、あとはその辺の整理が必要なのかなと思っっていることと、もう一つは、この条文の中に災害対応マニュアルに基づいてということ、マニュアルがあるよということを示すかどうかということも、僕はどうするべきだと思っっているんじゃないですよ、そういったところを、ちょっと皆さんで検討していければいいのかなと。災対マニュアルも多分地域防災計画が見直されているとなると、そこに準拠したものにしていく必要があるのかなと。これは、細かいことがあるので、その辺はそれほど時間はかからないのかなというところなんですけど、その辺はちょっと確認しておいた方がいいのかなということを考えています。

○飯田議会事務局次長 災害対策の関係でございますけれども、地域防災計画では議会のところについては触れていないというふうに伺っております。

○森戸座長 災害計画に触れていない。（「そういう項目を設けていない」と呼ぶ者あり）

○鈴木議員 設けていないんですね、分かりました。

改めて伺うんですけど、議会が作った災対マニュアルがあると、平成18年度のもので、ここの中には、細かいところでは逆に当時の地域防災計画に基づいた記述が多分あるんですよ、幾つか。その辺の見直しが必要なのかなということは感じていますね。あとは、新しいところでは大町議会などを視察していますので、その辺の教訓というか視察した成果というところで何か反映できるものがあれば、一致して盛り込んでいくことができ

ばいいのかなとは思っています。大町でたまたまああいうことが昨年あったので、特にそういうことを感じるわけです。ということを考えているということです。

○森戸座長 災害マニュアルは、このハンドブックにあるのは、あくまでも委員会が開会されているときとか本会議が開会されているときとか、閉会中のとき、どういう対応をするのかということだけなんですよね、述べているのは。だから、それ以外のところについては余り事細かに決めるのはやめようということで、そこは不一致で、この程度になったんですよ。

○鈴木議員 そうなんですよ、一致点を探った結果、こういった形に落ち着いたんだらうなということは分かりました。確か大町市でも必要性の議論の中では、行政の様々な機能を円滑にいくための議会の在り方ということで検討したという話だったと思うんですね。そうすると、この前に資料でいただいている平成18年度版の対応マニュアルということになると、例えば、ここで細かく長い時間議論するべきことではないと思うんですけど、例えば登庁していないとき、例えば安否確認だけ、連絡だけはする、所在確認だけすれば、あとは議員個人の多分判断で活動する、行動するみたいなことになっていたと思うんですよ。

その辺が少し見直すことができればいいのかなと思うんですけど、余りこの基本条例のところでもこの議論に入ってしまうと、多分時間がかかってしょうがないということです。多少、だから、議会の側でこれをまた見直していく必要性について、ある程度一致できれば、この今、案として示されている第6条の内容でもいいのではないかとということです。この策定後、引き続き災対マニュアル、議会側の災害対応マニュアルを見直すということがある程度一致できるかどうかということですね。そこだけ確認できればいいのかなと思います。

○森戸座長 鈴木議員からそういうご意見をいた

だきまして、ある程度災害対応についてのマニュアルを見直すということで前に進むことができれば、第6条でいいということなんです、皆さん、いかがでしょうか。

○斎藤議員 議員それぞれ個人的な形で災害に対するいろいろな訓練とか技能というものを持っている人、持っていない人いるわけですよね。議会としては、何の訓練もしていないわけですから、要するに議会としてまちに出て何らかのことをするというは全く現段階では想定できないですから、今のこのハンドブックの中のマニュアル、この程度、これで足りないの、何か見直すというのであれば、それは議会改革なりで提案していただければいいことであって、今、このマニュアルをマニュアルという形にするのか、第2班に求められているところですけど、これを要綱化にするのかということ、多分それではないという形だとは思いますが、この第6条のこの文でいいんじゃないですか。何か議会として訓練するべきだということで、正副議長で何か提案があるのなら話は別なんですけれども。

今、この振り方も、各党派に1人ずつ聞いていくというわけでもないし、ちょっと何を求められているのか、正直言ってよく分かりません。第6条のこの形で、私はいいと思っております。

○森戸座長 あと、災害対応マニュアルを変更するかどうかなんです。議会として何もやっていないんですが、この期はやっていないのかな、救急救命訓練の勉強会、これは改選前は上級救急救命の勉強会、1日かけて行ったんですね。（不規則発言あり）そうですね、相当1日、繰り返し繰り返し同じではないけど、いろいろな場面の訓練をしたりしたんですけど、そういうこともあるんだろうと思うんです。

○白井議員 条文としてはいいと思っています。ただ、マニュアルをどうするという点に関しては、今、斎藤議員もおっしゃったように、ちょっ

といろいろ今、都市における災害対策と議会の役割に関する調査研究報告書とか、いろいろ見ていたんですけども、そもそも小金井市議会として大規模災害が起こったとき、議会の役割って何というのを明確には何か定義していないというか、若干、ちょっと条文としての曖昧な部分もありますから、その救急救命をやるのが議員の役割、議会の役割なのか、それ以外の役割を優先してやるべきなのかとか、いろいろな多分シチュエーションもあると思うんですけども、そこをもう少し、どこかの場所で議論しながら、このマニュアルをまとめていくという形が必要なかなと思っています。

○五十嵐議員 ちょっと私も斎藤議員の意見に近いんですけど、条文はいいとして、マニュアルを見直すというような話がさっきから座長の方から提案があるんですけど、見直すという中身の目的がいま一つ私につかめていなくて、少なくとも今ここにあるマニュアルで見直さなければいけない必要性ってどこにあるのかというのが、正直言ってよく分からないということでございまして。もう少し、なぜそういうふうな手続をとらなければいけないのかということ詳しく説明していただけるとありがたいんですが。

○森戸座長 基本的な職務及び対応というのがあって、この中には議長及び副議長の職務としてと、それから議員の対応というのがあります。議員は災害時に自らの居どころや連絡先を速やかに正副議長に連絡するものとする。それから、あとは議長、副議長がいずれもが参集できない場合は、議会運営委員長、総務企画委員長うんぬんとあるわけですよね。3・11のときには、住民のそれぞれ出た要望や苦情、こういうものをどう対処するかというのが非常に大きなテーマだったんですね。例えば、防災無線がよく聞こえないということから、計画停電がいつどうなるのかも全く分からないとかいうことを含めて、私たち議員は地域に行

けばそういう意見を聞くわけですよ。そうすると、それを、では、どうするのかといったときに、それぞれが担当課に言うのかということになると、担当課はいろいろな手配があって大変な中で、やはりきちんと一同が集まってお互いに出ている苦情などを伝える場を設けようということで、会派代表者会議に市長とそれから担当部長、危機管理部長、まだ地域安全課長だったんですが、来ていただいて、それで話を聞いてもらったと。それに対する対応についての回答を、また会派代表者会議でもらうという形にしたんです。

そこが新たに3・11は加わったのかなと思っていて、そこも含めて、載せるのがいいのか、載せないのがいいのか、議論をする必要があるかなということなんですね。それらも含めて、もっとこういうふうにした方がよかったというのであれば、どんどんそれはこのマニュアルを改定していく必要があると。

このマニュアルはそこまで想定していなかったんです。というか、一致しなかったんです、それ以上は。ここまでしか一致しなかった。さっき言ったようなことについては、全く一致せず、全くというか不一致になったんです、少数の反対があってという状況なものですから、その辺りをどうするか。

○小林議員 座長の言うとおりでと思いますけれども、場合によってはもっとシンプルになるというか、ぺら1枚で結局議会が市の災対本部を邪魔しないと、大町市で学んだのは、確認したのはそこで、それをやはり文書として確認するかどうかというところで、今のマニュアルを見ても、それを持っていてもしょうがないというようなものもいっぱいありますので、見直しをするということですよ。残すものは別に残すということで。

○片山議員 このハンドブック74ページから75ページに書かれてあることが一致点として、今生きているものだと思っていますので、この間参考に

配ってくださったものというのは、これはあるけれども、別にそれが生きているわけではないという確認かと思いますが。ですので、私は見直すという言い方のところでの見直しの対象となるのは、今、ここに載っている、ハンドブックにあるものについての見直しということによろしいのかという確認をしたいと思います。

○森戸座長 ハンドブックにあることを見直すということだと思います。なくてもいいこともあるかもしれないです、もしかしたら。

○片山議員 私もやはり3年とか4年ぐらいたつと、もう大震災のときの状況を忘れないうちに、そのとき何が必要であって、何があったかというのを、何かしらの形で残していくことは必要かなとは思っていますので、そういった経験を活かした記述ができればいいかとは思いますが、ただ、やはり余り詳しく縛りすぎないというか、それ以上のものには必要はないかなとは思っているところです。

○斎藤議員 座長はどうも見直したいという意向があるみたいなんですけれども、それを言ってしまうと、この申合せ事項を一つ一つ我々議論しているわけではないので、今、マニュアルがあるので、これはそれはそれとして要綱にするのか申合せ事項のままなのかマニュアルなのか要綱なのかにするという議論はあったとしても、内容まで今、この中で入っていかなくてもいいんじゃないかなと私は思っています。先ほど言いましたように、正副座長の提案の第6条、この条文で私は結構だと思いますので、そこから先、そのマニュアルの中身については、是非別のところでやっていただければと思います。

○森戸座長 先ほど来の議論の中で、このマニュアルも含めての見直しがあって、この第6条を見直すことでいいよという議論があるのと、マニュアルの改正の必要性がよく分からないということがあったので、それを説明したのであって、そこ

まで改定しろということではないんですね。どう
いう具体的なところが改定しなければという提案
もあったんですが、そういうところは欠如してい
る。例えばの話として欠如しているよという話な
ので、何かそこに持っていこうとしているわけ
ではないんですけど、ちょっと議論の流れがそう
なってしまうものですから、あえてお答えさ
せていただいたんですが。

全体としてセットではないよと、マニュアルの
改定と条文はセットではないよということで、こ
の第6条の見直しで良ければ、そういうことだ
と思うんです。それで、議会運営委員会で、ここ
が一致すれば、この議会基本条例策定代表者会
議が一致をすれば、マニュアルの見直しも議
会運営委員会に投げるということだと思うので。
ちょっとその両面でどうなのかということなん
です。それは、だから、斎藤議員は、マニ
ュアルはいいよと、もう。（「第6条はいい
んです」と呼ぶ者あり）第6条はいいけど。
マニュアルは。（「マニュアルのことは別の
ところでやってください」と呼ぶ者あり）
別のところ。どうですか。

○鈴木議員 初めに言ったように、第6条は、
現状はこれで僕はいいと思っています。その
先の議論としてどうなのかということ、こ
れは個人的にはこうすべきという考え、
強く持っているというものではないんです
よ。今、斎藤議員が言われたように、
それは別の場所、つまり議会運営委員
会の中で議会改革としての新たな提案
でということであれば、その中で様々
私が持っている課題について、例えば
これは議会の目的だと思うんですね、
目的が災害のときにどういう目的を
持って行動するかということ共有して
いて、そのために何をすべきかとい
うことが当然答えが導き出されると
思っているんで、それは今言われた
ように議会運営委員会ということ
であれば、そういうことでまた新
たに提案をさせていただければな
ど考えているということです。そこ
については、また

その中で議論、意見交換できればいいのかな
と思っています。

○森戸座長 ほかの会派の方、いかがですか。

○水上議員 条文はこのままでいいと思
います。要するに、だから、簡潔にしたわけ
ですね、第6条で。中身については別に
定めるんだという意味だと思うので、
そこで、今、このマニュアルがある
ということ、必要なことについては
盛り込んでいくということになって
いくと思うので、そういう意味だ
と思うので、条文はこのままで
いいです。

○森戸座長 ほかに。

○百瀬議員 条文はこのままでいいと思
います。

○森戸座長 あと。

○渡辺（ふ）議員 条文はこのままで
いいと思います。

○森戸座長 林議員、いかがですか。

○林議員 条文はこのままでいいと思
います。あと一つ、もう一度確認
なんですけど、逐条解説は、では、
議会改革を経てからということ
になるんですか。

○森戸座長 というか、現状のマニ
ュアルで災害時マニュアル。

○林議員 ということは、ハンドブ
ックを参照するとか、そういう
ような書き方になるんですか。

○森戸座長 そうですね。そのマニ
ュアルが要綱になるのか、第2
班の議論の結果がどうなるか
によると思うんですけどとい
うことですね。

あと、片山議員は。

○片山議員 条文は問題ないと思
っています。

○森戸座長 自民党も問題ないとい
うことですね。

○湯沢議員 問題ないと思うん
ですが、マニュアルの方と合
わせると、災害が発生した
場合、または災害が発生する
おそれがある場合も含めた
方が正確なのかと、ちよ
っと思っております。

○森戸座長 そうですね、条文上。
ありがとうございます。それは
第1班の方で訂正していただ
く

ように。ありがとうございます。それとも、今訂正してしまいますか。大規模災害が発生した場合または発生するおそれがある場合というふうに直しますか。もし、ここで直せるんだったら、その方が早いですよね。いかがでしょう。

○板倉議員 湯沢議員の意見はなるほどと思ったんです。そうすると、ハンドブックの74ページの災害対応マニュアルについて、これは発生した場合または災害が発生するおそれがある場合というふうに書いてあるんですが、おそれがある場合についてはハンドブックの具体的な記述はないという感じがするんですよね。（「だから、それを見直していかなければいけない」と呼ぶ者あり）それを今度は、そこに手を入れなければいけないという議論には発展するなと思ってはいるんだけど。湯沢議員の指摘は、ハンドブックの目的のところでおそれがある場合を言っていますから、そうだなとは思ったんです。そうすると、その次についても、ハンドブックの方についても、ちょっと見直さなければいけないなという議論にはなるだろうと思います。

○森戸座長 では、そこはやはり第1班の中で議論していただくということによろしいですか。ご指摘はそのとおりですよ。しかし、板倉議員がおっしゃるように、では、おそれがある場合の規定はあるかという、ない。何でこうなってしまったんだろうと思うんですけど。第1班の班長、よろしく願いいたします。

では、第6条は、この文言でいくということを確認し、第1班で検討をお願いしたいということでもあります。（「大規模災害が発生した場合において、議会としてという、それだけのこと」と呼ぶ者あり）そうです。よろしいでしょうか。では、それで確認をさせていただきます。

次に、6、前文についてであります。第2班の作業結果を受けて、正副座長で検討したことを提案させていただきます。これを読み上げた方がい

いのかな。読み上げなくてもいい。では、副座長の方で読んでいただけますか。

○宮下議員 正副座長案の方だけでいいよね。正副座長案の方を一通り読み上げますので、初めて、今、これを議論するので、それをちょっと聞いておいてください。

「小金井市民は、直接選挙によって、市議会議員と市長を市民の代表として選出しています。議会は合議制の議決機関であり、市長は独任制の執行機関です。

議会と市長は、それぞれが、二代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を発揮し、市民福祉を増進させる責務を負っています。

議会にとって重要な役割は、多様な民意を持ち寄って、公開の場で議論を尽くすことにより、市長の行政執行及び市政課題について、その論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。

それらを実現するために、小金井市議会は、これまで市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑を保障する議会、全議員に対等平等な議会等を目指し、議会改革に努めてきました。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会は、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化しなければなりません。また、議会の情報公開を推進して説明責任を果たすことや、市民の多様な意見をくみ取る努力が求められています。

小金井市議会は、以上述べた議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、ここにその議会の最高規範としてこの条例を制定するものです。」

ということでございます。

○森戸座長 ありがとうございます。それで、これは第2班の作業部会でご検討いただいて、いろいろご議論をいただいたところでもあります。そ

れで、それをもとに正副座長で議論をしてきたものです。

改正前というか、素案たたき台を見ていただくと分かるんですが、一つは「小金井市議会の議員と小金井市長をそれぞれ選出しています」というところは、作業部会の中でも、もっと簡単にした方がいいということでありましたので、「市議会議員と市長を市民の代表として」ということにしました。

素案たたき台は、「市長は独任制の執行機関であり、議会は合議制の議決機関」となっていますが、議会基本条例ですから、市長を先に持ってくるのではなく、議会を先に持ってきた方がいいのではないかというのが正副座長の協議の中で話し合ったものであります。それで、こういう表現になりました。

それから、それぞれが二元代表制に基づきというところなんですが、市民の代表であるというのは二元代表制のことを言っているので、「市民の代表である」というのを削るということですね。

それから、「市民福祉の向上のために市政運営に取り組む責務を負って」とあるんですが、これは正副座長の中で話し合った中では、牧瀬先生の話にもあったんですが、「市民福祉を増進させる」というふうにした方が分かりやすいのではないかと。向上って、上だけではなく、幅も含めてという、広げるという意味で、そういうふうにした方がいいのではないかとということで、これは皆さんにご提案させていただきたいと思います。

あと、「重要な機能の一つは」というのを、「重要な役割は」ということに整理をさせていただきました、ということですね。

それから、「市長の行政執行を始めとする市政全般」というのを、これは第2部会から出てきて、「行政執行及び市政課題について」ということでまとめているかなと思います。

あとは文言の整理ですね。それで、第2部会で

も一番問題になったのが、「少数会派の活動を保障する議会」と言うのか、「全議員に対等平等な議会」と言うのか、それからもう一つ、3択で出てきた議員平等ということだったんです。正副座長、いろいろな意見はありますが、まとめるという意味で、譲り合って、全議員に対等平等な議会ということでどうだろうか、ここでちょっとお互いに譲り合いました。3回ぐらい譲り合いましたねということです。

それから、あと、文言の整理、第2部会で行っていただきましたので、その文言の整理を行ったということかなと思っています。それで、独任制の執行機関と合議制の議決機関、これについてはしっかりと私たちも共通認識しておかなければいけないということがありまして、今日の資料の2枚目、事務局にお調べいただきまして、いろいろな解釈の仕方があると思うんですが、私がよく分かると思ったらおかしいね、皆さんがよく分かる言い回しは何だろうかということで、これは法律用語辞典にありましたが、合議制、複数の人員をもって組織し、その構成員の全会一致または多数決により、その意思を決定する組織体において、その構成員がその議に付された案件につき、集まって相談し、事を決し行う制度だと。

ですから、全会一致または多数決により意思を決定する組織体の中での合議制ということですね。独任制は、1人をもって機関を構成するということだということで、これは市長が独任制ですよ。市長部局は補助機関であるのでということになるかなと思いますが、こういう規定なんだということをつけさせていただきました。

もし、副座長から補足があればお願いいたします。

○宮下議員 いろいろ議論は、これ、前文のところはすごい積み重ねがあったので、思いとしてそれらある程度酌んで、極端な逸脱もできないし、みんなの思いを積み重ねたもので一番合意がとれ

やすいんじゃないかなというところで、正副座長案としてまとめました。いろいろ皆さんの思いはあるかと思いますが、我々の苦労も若干はしているつもりですので、ちょっと酌み取っていただければということでご提案させていただきます。

○森戸座長 それで、これも今すぐ結論が出るというものではないと思います。ただ、若干議論しておく必要があるのは、「市民福祉の向上」ということと、「市民福祉を増進させる」、この意味合いの違いの辺りなどは議論する必要があるかなと思うんですが。あと、「少数会派の活動を保障する議会」、これが「全議員に対等平等な議会」ということですね。

○片山議員 お疲れさまでした。大変だったと思いますが、私は全体的にはすごくまとまっていて、恐らく大分まとまるのではないかという期待を持っていますけれども、それで、ただ、今おっしゃった市民福祉の向上と増進の意味合いというのは、これは違うわけかどうかというのを、ちょっと意味合いが、もし違うのであれば、説明いただければと思うんですが。

○森戸座長 牧瀬先生の講演の中で、市民福祉の向上というのは、狭い中での上に上に向上させるという意味で、増進というと、もっと制度をどんどん広げながら充実させるというような意味だという説明だったかと思うんですが、私の説明でよろしいでしょうか。皆さんの記憶の方が確かだと思うので。イメージ図が。（不規則発言あり）ええ、そうなんです。どこかに書いていただいた。（「地方自治法にあるのは増進ということで書いてある。第1条」と呼ぶ者あり）

○片山議員 多分、第1条とかもこれまで向上という形で作ってきているので、増進というふうにしていくと、ほかも整合していくのかなとは思っているんですが、牧瀬先生のあれは、私もだんだん思い出してきましたが、ほかの自治体の条例などではどうですか。何かちょっと、地方自治法で

そう書いてあるんだったら、それでもいいとは思いますが、

○森戸座長 ほかの市ですね。（「向上を使っているところもあるにはある」と呼ぶ者あり）あとはどこですかね。

○飯田議会事務局次長 栗山町議会の議会基本条例が向上というふうに使っているということで、牧瀬先生の講義にもあったかと思います。それで、今、ちょっとぱっと見ですが、小平市議会の方では前文で向上という形になっております。市民生活の向上と福祉の充実のためということで、前文で出ております。八王子市議会の方なんですが、今、ちょっと第1条のところは市民福祉の増進及び市政の発展で、流山市が市民福祉の向上のためという形で、結構まちまちかもしれません。ちょっとぱっと見でご紹介しました。

○森戸座長 ありがとうございます。分かれるところなんですかね、そこら辺は。流山市議会は、目的の中に市民福祉の向上ですね。

○小林議員 私の手元に15ぐらいの自治体が入っていますけど、国立市と八王子市が福祉の増進ですね。なので、どういうイメージを持つかという、ここで決めればいいのかなど。

○森戸座長 ということで、いかがでしょうか。今日決まらなければ持ち帰っていただいて、最終的に決めていただくと。

○中山議員 あと、座長、今、正副座長案を見せていただいて思ったのが、実は条文の中身はですます調で、ごめんなさい、違うわ。中身はである調で、「するものとする」とか何々「しなければならない」とかなんていって、前文はですますになっているんですよ。だから、ここら辺は、僕はどちらでもいいんですけど、前文をですますでいって、本文はそのままでもいいとは思っていますけど、このですますを変えることも、今見たら可能だと思いますし、そこら辺、統一した方がいい

いのか、皆さん、どうお考えなのか、ちょっとご意見をいただければと思うんですけれども。

○森戸座長 いかがでしょうか。（不規則発言あり）ああ、そうか。ですます調かである調かについては、最終的には、どっちにしてもここでは議論しなければいけないのか。ただ、今、ちょっとそこはわきに置いておいてもらって。（「そういう意見もある」と呼ぶ者あり）あるということ。市民福祉の向上のところ。これは持ち帰るということによろしいですか。向上か増進かということ。

それから、少数会派の活動の保障ということと、それから全議員が対等平等という言い方の部分、これは持ち帰っていただくと。

○白井議員 第2班でこの前文を精査、意見協議したときも、やはり三つぐらい意見が分かれて、不一致だったんですよね。そういうふうには、確か座長、副座長に返したと思います。改めて「全議員に対等平等な議会等を目指し、議会改革に努めてきました」という文章を見まして、大きくは別に外れてはいないのかなと思うんですけれども、やはり少数会派の意見を尊重してきたとか保障してきた、活動を保障してきたということが、過去の例えば議員研修会の記録、これ、平成23年10月12日、これを見ても、議会の特徴、森戸委員長が当時語られているんですよね。三つ目には、議会運営では1人会派を会派として認め、1人会派も各会派代表者会議に出席をして、少数意見を尊重するという民主的な議会運営に努力してまいりましたということとか、もしくは、こちらは平成24年7月1日、議会基本条例シンポジウム記録なんですよね。こちらの方では、例えば宮下副委員長が議会の特徴を述べられたときに、三つ目は、議会運営での1人の会派を会派として認め、1人会派も会派代表者会議に出席して、少数意見を尊重するという民主的な議会運営への努力が行われておりますということを述べられているわけなんで

すよ。

ここ以外でも公的な場で幾つか、何度となくそういう文言、恐らく述べられてきたと思うんですけれども、それがこれまでの議会改革の小金井市議会の、要するに特徴だったはずなんですよね。要するに、少数会派の意見を尊重してきたということを、ずっと言葉として、フレーズとして述べられてきたんですよ。何でここで、あえて「全議員に対等平等な議会」という言葉に置き換わっているのかが、僕は本当に、前から言っていますが、よく分からないんです。それは価値観とかそういう問題ではなくて、事実、そういうことをやってきて、そういうことを特徴として述べてきたことが、公的な記録にも幾つも残っているわけなんですよ。ここが僕は説明が全然つかないので、納得できるように説明してほしいんですね。

○宮下議員 それは分かるんですけれども、私の発言も確かにそうなんですけれども、この間、議論の中では多数会派にも活動を保障する機会が欲しいという議論も出ていますし、そういう意味では意味合いを含めた形にするには、全議員に対等平等なという形でも、少数会派という部分は含まれるしというふうなことも考えて、一応こういったことにはしました。だから、全然ずれているというふうなことにはならないとは思っております。

○白井議員 それは理解できます。それはこれからの話だと僕は思っていて、これまでどうだったかというのは、もう事実として、結果として記録にも残っているわけだから、それでいいと思っているんですよ。だから、これから全議員の対等平等、要するに平等な活動を目指すというのはこれからの話ですから、それは、だから、今回の基本条例のところにはその辺は盛り込まれているはずなんです、条文の方に。だから、何でこれまでの事実をねじ曲げる必要があるのかということを知りたいんです。

○森戸座長 「少数会派の活動を保障する議会」

ということの、ある意味、同意味と捉えてもいいのかなと、「全議員に対等平等な」ということとはということだと思います。私たちも、少数会派の活動を保障する議会というはずとやってきましたので、そういうことで述べていくことは必要だと。これからもそう思うわけです。これは、これまでのことなので、そうしてもいいではないかというお話もあって、それは皆さんで更に議論していただいてもいい部分だと思っていて、どうしてもこれでなければいけないということではありませんので、議論をしていただければいいかなと思っています。

ただ、第2班も3択で出てきたんですね。つまり8人ぐらい、7人ぐらいの3択ということで、非常に拮抗していて、では、どこで最終的に落ち着いていただけるのかなというところだと思います。

例えば、原案を残し、少数会派の活動を保障する議会というのを残し、逐条解説の中でこれは全議員に対等平等な議事を保障することだよというふうに説明することもできます。逆に前文に「全議員に対等平等な議会等を目指し」ということを残し、少数会派の活動を保障するということを逐条で述べるということもあるかなと思っていて、どこかで折り合いを付けることが必要ではないかなというふうな流れの中で、白井議員がおっしゃっている意味もよく分かります。よく分かりますが、全体の公約数で、ここでいけるのかどうか。

私は違和感ありますよ。新しい方には違和感ないかもしれないけど、だって、ずっと少数会派の活動を保障する議会とやってきたわけですから、私は違和感があります。しかし、全体的に新しい人も含めてまとめたときに、どこでまとまるのか、一致点ができるのかなということで、ここに行き着くのかなと思ったんですが。

○片山議員 これまでの議論の中で、そういった形で選ばれたんだろうなと思いついてはいた

んですけども、ただ、白井議員がおっしゃるのはもっともで、これまでということの説明をしていて、いったことをしながら議会改革に努めてきましたという説明の文章なんですよ、過去やってきたこととしての。それが、例えばほかの議会とか、いろいろところで説明する場合に、この少数会派の活動を保障していますという言い方が非常に分かりやすかったとか、伝わりやすくそういうふうな言い方をされていたんだろうなと思うんですね。会派制を、ほかの議会もとっていて、小金井市もそうやってやっているわけだから、そういった中で会派制をとる中で、このような形で少数会派の活動をこんなふうにやっていたんだということが小金井市議会の特徴を説明する上で説明しやすかったんじゃないかなというふうに思っているんですけど。

この全議員に対等平等というのは、やはり新しい考え方というか、これは多分やっていないんじゃないかと思うんですが、これまでの小金井市議会の中で。個々の議員ということではなく、やはり会派としてやっているわけですよ。そういったいろいろな保障の形がいろいろな形で確認されていると思うんですけど、ちょっとこれは、これから目指すべき議会だとは私も思うんですけど、やはりちょっと書き方を考えた方がいいのではないかなというふうには思います。

○中山議員 長い間議論してきましたので、ここであえて自分たちの意見を申し上げることはしませんけれども、今までの議論の中でこういう表現になっているわけですから、折り合いがつかないんだったら、この部分は削除してしまってもいいんじゃないですかね。

○鈴木議員 一つはこれは議論の進め方だと思うんですよ。というのは、第2班のところでお預かりしたと。まさに座長が言うように、三つの案で平行線だったということでお返ししたものについて、今、正副座長案として示していただいたとい

うことですよね。私は、少数会派の方とそうでない会派と意見が違うのは、これは当然なんですね。永遠にこれは平行線となるわけで、不一致なら、今、中山議員が言ったとおりになるのかなと思うんですけど、ここは正副座長として検討して、私はすっきりまとめていただいたなと思っています。ここまでたどり着くには相当時間がかかったんだろうなと思っていて、会派に持ち帰るわけですけど、私個人の今の見解でということであれば、非常にすっきりまとめていただいたなという思いで、この内容で一致できればいいなということ考えているということを申し上げます。

そうすると、第2班で議論したこと、これは永遠に終わらないわけで、どこかで整理していただくためには、こういった形で整理していただくよりほかないのかなというふうに思っているということですね。

○白井議員 何度も何度も言いますが、全議員に対等平等な議会を目指すというのは、これから僕も必要な考えだと思っていますし、少数会派を何かもっと活動を保障しろというのを、私はこれ以上、これからのことを言うつもりはないんですよ、基本的に。全議員に対等平等な議会を目指すというのは当たり前で、これからみんなでそれを目指していこうという気持ちは、僕は同意なので。これまでこうしてきましたよというのを、事実、少数会派の意見を尊重した議会を目指してきましたよねという、そういうことをやってきましたよねという確認なんですよ。何でそれを、言葉を変える必要があるのかというのを聞きたいんです。事実、記録にも多数残っていますよ。僕も、記憶でも耳でも聞いてきた記憶がありますよ、そういうイベントに参加して、小金井市の市議会の特徴はと聞いてきた覚えがあります。何でそれを、言葉を変える必要があるのかと聞いているんです。中山議員と鈴木議員に答えていただきたい。

○鈴木議員 ご指名ですのでお答えしたいと思

います。内容の議論をここでもう一回繰り返してやるのかどうかということも一つあります。（「何で変える必要があるのかと聞いているの」と呼ぶ者あり）一致していくためには必要があると考えています。（不規則発言あり）何で。いいですか。（「これまで言ってきたことをあえて変える必要がどこにあるのか」と呼ぶ者あり）だから、先ほども話したとおりで、このままでは平行線で、永遠に終わらないという思いは、私も同じなんですよ。この少数会派の問題を、今、こういう形でお示されたということについて、私は賛同しているということを用いる。だから、それはまとめていただいた、一致させていくための一つのアイデアとして示されたものについては了承しているということです。これまでの取組のことというのは、議論の中身の話になってしまう。そうすると、また平行線になって、永遠にこの議論は終わらないのではないかとすることは考えているということです。

○中山議員 ちょっと私もハンドブックを見ていたんですけど、いつ頃から1人会派が認められるようになったのか、ちょっと歴史的なところは、今の段階ではさかのぼれなかったんですが。小金井市は長い間、いわゆる少数会派、これはイコール会派としての単位で認識しているから、こういう議論になると思うんですが、要は少数の意見もできるだけ議論の中で聞いていこうという姿勢を見せてきたということだというふうに認識しているんです。これは別に会派という単位ではなくて、議員個々という考え方で私はいいと思っていました、自民党だから共産党だから無所属だからその意見が抹殺されるとか封殺されるとか意見を聞いてこなかったということではないというふうに思っています。

特に会派で考えれば、最大会派でいわゆる議案の採決は数で押しきれるといいますか、数で処理できるような状態の中で、数が足りない側の意見

をお持ちの会派、議員の方々の反論なり質疑を延々と聞いてきた。聞いてきたというのは、それは別に悪い意味ではなくて、きちんと聞いてきたという経緯があるわけですよ。それをたまたま会派単位で捉えているだけの話であって、私は最終的にはこれは平等ですから、議員個々の問題であるというふうに認識しています。ですから、やってきたことは別に少数会派、少数会派というのは、前、この議会にいらっしゃった議員の方が、しつこくそういうふうにおっしゃっていたから、そういう発言がたたくさん議事録に残っているのかもしれないですけど、我々はそうだとは思っていないんです。もし、少数会派ということを優先してやってきた、もしくは尊重してやってきたということになるんだとしたら、それは、では、最大会派や多数会派はどうなるんですかという話になるわけです。

ですから、そこでもしそういうご主張がずっとこの中の前文の議論でされるのであれば、私は大分歩み寄ってこういう全議員対等平等な議会等ということで正副委員長の努力に敬意を表しますけれども、それでまとまらないということであれば、この「それらを実現するために」からの3行の「議会改革に努めてきました」と、ここの部分はもう削除していいんじゃないかというふうに思っております。

ですから、会派単位で考えるのではなくて、やはり最終的に採決するのは個々の議員の話でありますので、また蒸し返すつもりはないんですけど、この条文の中で、会派のところ、大分議論したではないですか。1人会派を認めるかどうかというの、私は議会運営上、別に認めなくてもいいとは思っていますけど、それでも1人会派がいい、1人の、つまり複数会派に入らなかった人は、では、会派代表者会議に入れないとか、意見を言う場がないとか、そういうような今までの経緯でそういうふうになっているというふうに思っていますの

で、僕はそこが直接議会改革でやってきた部分だとは認識していません。

○森戸座長 それで、すみません、ちょっと3時を過ぎまして、ここで3時休憩にさせていただきます。建設環境委員会の正副の会議もあるということですので、よろしく願いいたします。

午後3時06分休憩

午後3時40分開議

○森戸座長 再開いたします。

休憩前に引き続き、議会基本条例の前文について協議をいたします。

それで、どちらの意見も伺ったわけですが、ちょっとつらつらと思い返してみますと、私の記憶が間違いでなければ、この議会基本条例の第1章の会派のところ、会派の第2項で、議会は、議会運営等において所属議員数に関わらず、全会派の活動を保障し、と。ここは少数会派の活動を保障しということになっていたんですが、それをこういう言い方に変えたのかなと思っています。

その際に、前文の関係があるので、また元に戻ることもありますよねというような、ちょっと何かそういう議論もあったかなと思っていて、ここは多分全体としては自民党の見解をここに盛り込んだというふうに思っています。これはこれからのこととして全会派の活動を所属議員数に関わらず保障しようということだったかなと思っているんですね。さっきからの、これからとかこれまでということが出ていたものだから、そういえばそうだったかと、ちょっと思い出したんですが。

それで、この前文のここの部分、今、問題になっているところは、これまでの言い方としては、確かに白井議員がおっしゃるとおりの認識のもとに説明をしてきたわけですね。それは少数会派の活動を保障するということがあったので、これはこれまでのこととしてそういうことを事実として説明をしてきたということ、まだちょっと副座長

とは話はしていないんですが。少数会派の活動を保障する議会を目指し、議会改革に努めてきたということで、これを訂正するということはできないだろうかということでもあります。

ですから、先ほど申し上げた会派の方で、第6条の方で全会派の活動を保障するということを記述しているのということもあって、それはちょっとお互いに譲歩し合いながらかなと思っているんですが。

この第6条の中で、そういう議員数に関わらず全会派の活動を保障するというのを逐条解説でも述べますので、そういう意味では前文のところ、第7条になるんですかね、第7条になりますね、災害が入るから。そういう点でちょっとこの文言を元に戻すということができないかどうか、今の議論を聞いていて、改めてどうなんでしょうかと。

○中山議員 ちょっと認識がやはり違うというか、我々が考えている認識だと、やはりこれまでどうだったかというところ、ちょっと違うので、そういう主張もしてきませんでしたし、今の段階では不一致になるかなというふうに考えています。

○森戸座長 そういう認識にはないと。

ただ、この、私が関わった平成27、28年の中では、やはり少数会派の尊重とか、そういう言い方でずっと来ていたというのは事実なんですね。ですから、その事実を公式的に述べている事実として、ここに加えるということはどうでしょうか。認識はないにしても、公式的にはそういう。

○中山議員 ですから、いずれにしても、今までの経緯とか、どこまで載せるかという考え方もあるんですけど、一致できないのであれば、このアンダーラインの部分は削除してもいいんじゃないかというふうに思っています。

○斎藤議員 それ以上議論するつもりはないという、今、潮目ではないかなというふうに思うんですが、1点だけ、ちょっと申し添えたいのは、先ほど白井議員からありましたように、この前文に

については、1段落上の、「市民にとって最善の内容で意思決定を行う」ということについて、それを実現するために、これまでこういうことをやってきましたよということの内容なんですね。その中で白井議員が言われている、今まで入っていたように少数会派の活動を保障するというのがあります、これがほかの市議会とは違っているわけですね。ほかは2人以上とか3人以上とか、1人会派を認めているところでも政務活動費の支給の問題だけで認めているだけで、発言とか議案の提案権とか結構制限されているところの中であって、小金井市議会の中では、かなりそれから比べると少数会派の存在というものを尊重といいますか、ほかの多数会派と同じような平等な権限を、全く平等というわけではないんですけど、平等に近い形の権限を、機会は与えられていたわけです。そのことは、私も是非書きたい、書いていただきたいというふうに思っていますが、正副座長でこういう形でまとめてきたものですから、せめて逐条解説の中にその辺の歴史的経過などを是非入れていただければなど。

先ほど、座長の方から第7条にという話があったんですが、第7条に入れるとなると、またこの条文がかなりいろいろ変えなければいけないということも出てきてしまうので、私とすれば逐条解説あたり、より文字数も多く、今まで小金井市議会がやってきたことを、この部分で表したらどうかなというふうに提案をさせていただきます。

○森戸座長 私は第7条にそれを入れるというか、第7条で一定譲歩を多分されたんだと思うんです、白井議員とか、少数会派の活動を保障すると入れていたのを、ここは全会派の活動というふうに直したので、こちらできちんと、これまでのことなので、前文の方で入れるということで譲歩していただけないだろうかという提案なんです。すみません、私の言い方がまずかったら申し訳ないんですが。

○小林議員 すみません、一つ確認させてください。今までは少数会派の活動を保障する議会などを目指してきたのか、全議員に対等平等な議会を目指す中で少数会派の活動も認めてきたのか。これはどちらでしょう。

○森戸座長 小林議員がおっしゃる後半ですね。だから、全議員の活動を保障する中で、少数会派の活動も保障していくということですよ。

○小林議員 それは、要は全議員に対等平等な議会を目指すのは、これからの話だというような議論が先ほどあったので、今の座長の整理からすると、それをベースとして目指してきたのであって、少数会派の活動を認めてきたのは、そのうちの手段の一つとしてあったんだということになると、折衷案というか、全体、結局同じことを言っているんじゃないかということ、かなりもとのたたき台の書き方だと理解の仕方が多々あるんですけど、今、私の整理したものが事実だとすると、それにするというのではなくて、整理の仕方も大分変わってくるのかなと思います。

○森戸座長 ありがとうございます。

○斎藤議員 小林議員のおっしゃるとおりなんですけれども、見えてくるものが違うんですよ。ですから、では、ほかの議会で少数会派を認めない議会は全議員に対等平等な議会でないかどうかということになってしまいうんですよ、そのままいくと。決してそれらの方、ほかの議会の方はそういうふうに思っていないんですよ。対等平等だというふうに思っているんですよ。その中で、会派というものがあって、それをどう活用するかによって、それぞれの立ち位置というものを求めているんだろうと思っただけです。ですから、形とすれば、あくまでもやはり会派の中の人数構成というものが大きなファクターになっているんですよと私は考えています。

○水上議員 今の議論に関連するんですけど、持ち帰りになると思うんですけど、ちょっと持ち帰

るに当たって確認しておきたいんですが、全議員というところを全会派にということにしたら一致はできないでしょうか。少数会派を除いたら、付けるというのは難しいと、今、話だったので。

というのは、全議員に対等平等な議会を目指しているいろいろな議会改革をやってきたというふうに言われたときに、どういうことをやってきたのかなという、なかなか僕も思い浮かばないんです。いわゆる一般的に議員って対等平等であると。ただ、会派制というのを前提にしながら議会活動をやっているの、会派間の平等ということで少数会派の尊重とかという議会改革をやってきたということだから、あくまで今までやってきたということ、全議員の対等平等な議会のことをどうするかということよりも、会派間の要するに對等平等をどうするかということ、少数会派のこともあったと。

だから、少数会派のことは、文言として入れないといえれば、やはり会派間のことで協議してきたという経過ではないかと思うので、少なくとも全議員というよりも、全ての会派とか、議員ではなくて会派というふうにした方が、僕は、正確だし、今までの経過から見ると、その方がよく分かるんじゃないかなという気はするんですよ。全議員に対等平等をどうするかという、何かそういう名目で議会改革で議論してきた経過って、私は少なくともないと思うんですよ。会派間の、要するに對等平等みたいなこととか、少数意見、会派をどう尊重するかみたいなことはあったと思うんですけど、一般全議員の對等平等とあっても、会派制度の中で会派間のことというのは議論してきたのが議会改革の流れだと思うので、少なくとも議員を会派に変えるということ、一致できないのかどうか。その辺だけ、ちょっと持ち帰るに当たって、確認させてもらって、それもだめなんだということになったら、ちょっと考えざるを得ないんですけど。それだけ、ちょっと確認したいと思います。

○森戸座長 今、全議員ではなく、全会派にしたらどうかと。そういう持ち帰りはできないかと。

(不規則発言あり) 一致できるんだったらね。
(「また検討の余地があるのかどうか。少数意見は、これはもうないという話になっていると思うので、会派もだめだよということになったら、それこそ一致できるところで作るしかないじゃない」と呼ぶ者あり)

○鈴木議員 今の水上議員の意見というか、提案なんですけど、これ、難しいなと思っていて、いや、水上議員は議論した覚えがないと言うんですけど、僕は、これ、会派の平等は議員不平等なんじゃないかという話がどこかで出てきていたような気がしています。

ここもやはり一致できない点なんだなということで経過してきたんじゃないかなということを経験しているんですよ。だからこそ、そういった経過を踏まえて、今回、正副座長案が示されたと思っているので、私はこれを受け入れたいと。先ほど申し上げたということなんです。

○林議員 私は、この正副座長案を読んで、少し、全議員に対等平等な議会という言葉が唐突なような気がしています。これまでの議論は、やはり会派という単位で議会が動いている中で、1人であったり2人であったりという人たちが会派を作るということで、少しでもほかの自治体とは違って、小金井市の特徴としてそれぞれの意見を尊重するというやり方をしているんだというふうに理解をしています。それが小金井市議会の大きな特徴で、まだ議会基本条例はできていないけれども、小金井市議会は議会改革が進んでいるというふうに言われる大きな特徴の一つだというふうに思っていましたので、ここで前文で全議員にという、その条文では全然出てこない言葉が唐突に出てくるというのは、この前文と条文との整合性の意味でも整合性が図れるのかなというのは、ちょっと私には疑問です。

水上議員のおっしゃる全会派というのを検討しなければいけない、それも含めて持ち帰りということになれば、それも含めて持ち帰りをすることになるんだとは思いますが、私はすごくこの全議員という言葉には唐突感を抱いています。やはりこれまでの議論やここでの話合いなども踏まえれば、会派ということで考えるべきではないかなというふうに思っていますし、そうであれば、少数会派の活動を保障するという、やはり小金井市議会の大きな特徴を前文にうたうべきだと考えています。

○森戸座長 ありがとうございます。少数会派というふうにうたった方がいいということですよ。これはこれまで何をしてきたかということであると、例えば会派代表者会議について、1人会派は全員出席できるようにしたんですよ。これは、この2、3年前ぐらいから。これも少数会派の活動を保障すると。それまでは、会派代表者会議というと3人のグループから1人という出し方をしていたわけで、そういうことからすると、全議員に対等平等なことであるんだけど、とりわけでも少数会派についての活動をそういう形で保障する努力をしてきたと。文言からすればそういうことになっていくかなと思うんですよ。

ですから、正副座長として、全議員に対等平等な議会ということをご提案しているんですけど、今の議論も踏まえながら、ちょっとどうするかと思うんですが。もう1回整理すると、水上議員からは全会派ということで持ち帰るかどうか、ちょっとどうなんだということなんです。その点は、林議員はちょっと難しいということですよ、少数会派のというふうに。

○水上議員 入れられるものなら少数会派と入れた方がいいと思うんです、それが事実だから。ただ、それがほら、一致しないわけで、この間もずっと議論してきたことなんです、会派代表者会議のことを含めて。だから、そこで議論の余地が

あるんだったら、僕らも少数会派と入れるべきだと主張したいと思うんですけど、更に議論を、余地があるんだったらやっけていきたいんですけど、それがちょっと今、そうはならないのかなという感じがあったので、少なくとも少数会派という言葉が入らないんだったら、議員ではなくて会派ということで話し合ってきたんじゃないでしょうかということなので、全議員と全会派では、ちょっと随分、僕は違うんじゃないかなと思うので。折衷案として、その会派ということは考えられないんでしょうかと。それもだめだということなので、今、もし表明が、鈴木議員からは難しいという話でしたよね。ということであれば、ちょっとそれを踏まえて考えるということになると思うんですよねという意味なんです。

○森戸座長 今、幾つかまた出てきて、一つは、では、全会派はちょっと保留するというのでいいですかね。（「その意見、出して議論して、第2班にも投げて答えが返ってきたわけですからね」と呼ぶ者あり）そうなんですよね。（「今、また議論したけど、折り合わない。また議論していくかということ」と呼ぶ者あり）そうですね。それで、今、中山議員からは一致しなければここを削除したらどうかという話があったんですが、そういうふうにするかどうか。

○中山議員 その削除の場合も二通り考えられまして、いわゆるこれまで議会改革に努めてきたという、ここの前文を3行とも全て消すのか、もしくは「全議員に対等平等な議会等」のところだけを消すのか、ここら辺も皆さんの考え方を聞きたいなと思います。（「だから、全議員では一致できるということなんですか」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 いや、それが問題なの。

○中山議員 だから、水上議員、我々は一致できるんですけど、ほかの会派の方が一致できないということですから、難しいんじゃないかと思いません。

○片山議員 この前段として、やはり前文は保留になって、先の条文にずっと進んできたわけなんですけど、その中で、先ほど座長からも説明があったように、会派の第7条になりますが、その議論のところでの、本来は少数会派を尊重するものとしといったようなたたき台があったわけですが、そちらが削られて全会派というふうに譲歩したというような流れがあり、そして、この前文に戻ろうということになったわけなので、こちらで盛り込まれないという結果になるのであれば、こちら、第7条をもう一回見直すべきだと私は思います。こちらの方にまた載せるか載せないかということについて議論しなければならないと思います。

もう一つ、このままだと、私は逐条解説を作るということであれば、これは作れないと思っています。全議員に対等平等な議会を目指そうという思いについてはこれからのことであって、これはこれからの目標として書くべきことではないかと思っています。これは、これまでやってきていませので、これについての努めてきましたということでの解説は書けません。ですので、例えば、自由闊達な質疑を保障する議会などを目指し、議会改革に努めてきました。これから全議員に対等平等な議会を目指していきますというような形に分けていくとか、逐条解説の中で、少数会派の活動を保障する、尊重するといった議会をこのような形でやってきましたと、1人会派などを認めてきたというような、そういった事例などを盛り込んでいくというような形は、だったら考えられるかなというふうにも思っているところです。

○森戸座長 片山議員からは三つの案ぐらいが出たかなと。一つは、もし、ここを全議員に対等平等なということにするんだったら、第7条の文章を少数会派の活動を保障するということに変更してほしいということですね。これはセットだったと思うんですよ、話の中では。お互いにセットだったとっていて、こっちに入れるんだったら、

では、第7条に入れるんだったら前文はどうするかということを含めてあったかなと思うんですね。

それで、あとは、二つ目は、自由闊達な質疑を保障する議会を目指し、議会改革に努めてきました。などを目指し、議会改革に努めてきました。また、これからは全議員に対等平等な議会を目指しますということを入れたらどうか。

それから、三つ目には、逐条解説で少数会派の活動を保障してきたということ盛り込んだらどうかという案なんです。新たな提案です。

○小林議員 先ほどの片山議員のご意見の中で、全議員とか全会派の活動を認めてきたということは、今までやっていないので書けないというご見解がありましたけど、それは先ほど私が座長に質問して得た答えと違うということと、それは片山議員側からの見解であって、要は3人、4人、5人の会派から見たらそういうことではなくて、全員認めていこうよという中で、そういう一つのやり方もあったというように、私は認識をしていますけれども。その決めた瞬間、瞬間はないので、何とも分からないですけど。

○森戸座長 例えば小林議員が言われたような、全議員に対等平等な議会等を目指す中で少数会派の活動も保障してきたという文章にするのもだめなんですか。

○鈴木議員 この話は非常に時間がかかる議論なんですよ。一致しない話をまたここで繰り返しやるということについては、議論は尽くすべきだと思うんです。でも、一旦正副座長で示された前文について、話を広げると、またあれなので、前文については、本当、繰り返して言いますが、正副座長が編み出した折衷案ということで示されたものであると、まずは、これを受け止めたいということは繰り返すんですけど、あともう一つ、小林議員が言われたとおりで、その方の立場によって、これは当然見解が異なって当然なんです。だから一致しないので、この議論は延々と、仮に

第7条で議論するとしても、また同じ中身の議論になってしまうのかなということは思っています。そこに今後どのくらい時間がかけられるのかなということも、そろそろ考えていかなければいけないのではということ、冒頭の座長のお話でもあったとおりで、ここをどの辺で折り合うかという、非常に重要な局面だなと思っていますということですね。

○森戸座長 それで、持ち帰っていただくに当たっても、どこまで、どこで集約というか、皆さんのご意見を集約できるかなという、幾つかの選択肢の中で選んでいくとしたら、どこで選べるかなというところを、ちょっと探っているところなんです。ですから、第7条でこういうふうにしたから、ここの前文はこれまでの議会の活動のところなので、少なくとも全体の、全議員の活動を保障しながら少数会派の活動をどうこうしてきたとか、全会派の活動を、対等平等な活動を保障しながら、とりわけでも少数会派の活動を保障するための努力をしてきたとか、何かそういう文言でまとまらないのかなということなんです。折衷案ですよ。

○片山議員 折衷案に対して。全議員に対等平等な議会を目指しながら少数会派の活動を保障してきたという感じでしょうか。実際、やってきたことなんですか。やってきたこととして考えるとすると、私は全議員に対等平等なものを、何をやってきたのかなというのが思い浮かばなくて、そういうふうな意見を言っているんですね。ですので、その中で例えば少数会派の活動を保障するというのは、実際にやってきたことなので、これは実際にやってきたこととして書けるなど。だから、目指すこととして全議員に対等平等な議会を目指していきたいんだけど、実際にやはり、今、思い浮かんでやってきたものとして挙げられるのは、少数会派の活動の保障ということについてはきちんと挙げられるのではないかなと思うところです。

○白井議員 今、片山議員がおっしゃるとおりだと思っています。確かに大枠で言うと、全議員の対等平等な活動を保障するということが、お題目としてやはり大枠としては当然あったと思うんですよね。ただ、その中でやってきたこと、改革として実現してきたこと自体が少数会派の活動を保障するという事実をやってきたわけですよ。それが客観的に他市からも言われるということも、事実ありますから、それはやはり小金井市の特徴として、これまでもさっき言いましたように、シンポジウムとかいろいろなイベントで当時の議長や副議長が、小金井市議会の特徴を述べる、三つの一つとして必ず言ってきたことなんですね。その事実を、何で今さら否定する必要があるのか、僕は分かりません。

何回も言うように、これから全議員の活動をやはり保障していくという大枠の部分の根幹の部分は、やはり取り組んでいくということ自体、僕は賛成なので、当然同意でやっていきたいと思えますし、本当、そう思っているんですよ。僕は別に少数会派をこれ以上保障しろとか特別扱いしろとか優遇しろとか言うつもりは全然ないし、これまでそんなことを多分言ってきたことは、議会改革の提案したことに対して発言させてくれという、議会改革の提案以外は、僕、そんなことはあんまり言ったことはないと思うんですよね。と思います。

繰り返しますけれども、大枠の全議員の活動を保障するという中でやってきた、実現できたことはそこだと思えますよ、少数会派のね、あれです。どこかの会議のときに、ちょっと何回の会か覚えていないんですけど、大会派、最大会派、何人かいる会派だからといって、その一人ひとりの議員の活動が保障されているわけではないみたいな発言が過去にされた覚えがあります。ということは、全議員の活動を保障するということは、そういう面ではできていなかったわけではないです

か。だから、よく分かりにくい全議員の対等平等な活動を議会が目指してきたということだけを書くというのは分かりにくいし、小金井市の特徴を表していないし、実態を表していないとだけ申し上げておきます。

だから、何回も読み返しますけど、少数会派の活動を、記録では尊重してきたと書いてあるんですよ。尊重というのはちょっと違うと思うから、保障でいいと思っているんですけど、これまで言ってきたこと、記録にずっと残ってきたこと、何でそれを否定するのが本当に分からないんですよ。事実、残っていることをそのまま書くだけではないですか、これまでやってきたこととして。

だから、それに反対する方は、少数会派の活動をとという言葉を入れたくないというのであれば、その事実を何で書かなくていいのか、それを言葉を変えてできるのか、そこを、だから、持ち帰りのときに詳しく説明してほしいですね。全く分からない。

○百瀬議員 この、今議論になっている3行のうちの前段がありまして、議会にとって重要な役割は、この4行なんですけど、これを受けて、それらを実現するために何をやってきたかということを書いてあるわけなので、ここで全議員に対等平等な議会等ということとまとめてしまうと、これが究極的な目的であれ、これまでやってきたことの特徴が何かといたら、もともとのたたき台である少数会派の活動を保障する議会ということになるので、ここをなぜ素直に表現しないのかなというのが非常に不思議で、先ほど白井議員がおっしゃったように、やはりこの市議会、小金井市の議会基本条例なので、非常に今までやってきたことを素直に表現することに、私は全然違和感がなくて、何でこういう議論になっているのか、ちょっと私にはよく分かりません。白井議員がおっしゃるとおりで、ここは元に戻し、先ほど座長もおっしゃいましたけど、ここはそういう形に戻

すべきではないかなと思います。

○鈴木議員 今の白井議員と百瀬議員の発言は、確認なんです、どなたに対してした発言なのかということを確認したいということです。

○森戸座長 正副座長にもありますよね。でもあるし、それから今、論を述べている方でもあると、両方だと思うんですけど。だから、正副座長としては、3択で出てきたわけですよ、率直に言って。3択で出てきて、議員による平等、全会派の対等平等、少数会派の活動の保障、この三つが出てきて、では、どうするかという議論をする中で、それではということで折衷案で全議員による対等平等という、ここに納まったというのが実態なんです。

したがって、ただ、今議論する中で、白井議員や片山議員や百瀬議員がおっしゃることも一理あるわけで、そこはやはり一応案として投げかけた上で、皆さんに議論していただく必要があるなということなんですよ。

逐条解説で少数会派の活動を保障するというのを入れるということでもよかったね。（「それはこれから議論はできると思う」と呼ぶ者あり）そこは、こうしながら逐条解説で入れるということも一つの方策としてはあるんですが、それもだめということになると、私、座長をやめさせていただきますというわけにいかないの、どこかでまとめなければいけないということなんですよ。

○渡辺（ふ）議員 うちの会派は4名なわけですね。やはり議会改革を目指して議会基本条例は作っているんだと思うんですね。少数会派を尊重する、活動を保障する議会ということは、とても、今、小金井市の中で歴史的にもここまで進めてきた議会改革の一つであると思うんですけども、その結果、現状、どうなっているかという、少数会派の方たち、1人会派でもいろいろな形で活動を、どの委員会においてもできることが保障されているわけです。時間的なものも非常に長くか

かって、一つ一つの議会の時間もかかっていると思うんですね。そうなった場合、私たちは、例えば議会運営委員会に出る方が1人ですから、その一つの課題に対して4人でいろいろな話し合いをして、それを集約して1人が持ってくるわけですよ。だから、その前の段階でかなり話し合いがあるわけです、毎回毎回。それは多分、ほかの会派の方々も、2人以上の方はそうだと思うんですね。

だけど、1人の方は言いたいことを100%、その委員会で言えるわけですね。そうなってくると、これは前から自民党から出ていた言葉ではありませんけれども、最大、多数会派の議会活動を保障すべきというような声が出てきますけど、かなり私たちは議会改革、時間的なものとかいろいろな部分で会派の中で揉み込んだものを持ってくると、1段階が必ずついてくるわけですよけれども、そういったことを考えたときに、では、少数会派の方がいいから、では、みんな少数会派になりましょうとなってしまうと、今度は議会そのものの在り方とか会派そのものの在り方というのがどうなのか。

どっちの方向に持っていくことは難しいでしょうけれども、どういう形にしていくのがいいのかと思ったときに、ある意味少数会派の方々からすると、これはもうベストであると思うでしょうし、また、大きな会派からすると、それがそういう方向にもっと行っていいのかなと、ちょっと踏みとどまってもらいたいという部分がやはりあると思って、そこでどうしてもこういう議論になると思うんですね。ですから、分からないって、百瀬議員とか白井議員がおっしゃったので、その部分というのは、私たちはかなりの努力をしている部分が、実は前段階でかなりあるということは知っていただきたいと思ひますし、それは今後ずっと続いていくことなので、そういうことに対しての思いというか、そういうのはどうなのかなという辺りを、ちょっと私はお聞きしたいし、大きな

会派として見ると、そういう努力があるんだということも是非分かってもらいたい。それはかなりの議会改革に貢献していることではないのかなと思います。

○片山議員 申し訳ないんですけど、全ての委員会には出れません。1人会派はそれぞれ一つの委員会しか出ていませんから、意見を言うことはできません。私は厚生文教委員会にしか出れません。ほかの委員会での意見は言うことはできませんし、参加もできていない状態です。そして、委員外議員という発言の機会は持てる可能性はありますけれども、恒常的には持てません。予算特別委員会にも2回に1回しか出れていないですね。2回に1回というか、当初予算は全員出ているからあれですけども。そういった形での議会構成になっていると思います。

議会運営委員会は、たまたま私は今出ていますけれども、3人から1人ですよ。ですから、お二人は出れていないという状態で、ご自分の意見はその場では述べられないというような状況にあると思いますので、そういった意味で、特に優遇されているとは全く思っておりませんし、この議会構成の中で工夫をしながらそういった形になっているのかなというふうに思っているだけであり、特にこれが、だから、私は本来は会派として活動するのであれば、それぞれ別の会派ですから、私は6人会派のときもありました。前議会では6人会派ですので、先ほど渡辺（ふ）議員がおっしゃったような形でしっかり揉み込んで、いろいろな課題について話し合いながら進めてきたということはやってきています。それは、そういった状況の中で、私たちは6人会派でしたけれども、その中でもこの会派代表者会議には1人会派の方も出席するべきであるということを前回の議会では決めてきたわけです。

ですので、これはそういった大きな会派にいたとしても、そういった少数会派、1人会派という

活動をきちんと保障することが必要であるという考え方にのっとって活動してきたと思っています。

○中山議員 今、片山議員からそういうご意見がありました。ちょっとこれ、誤解しないでいただきたいんですが、片山議員が申し述べられたことというのは、実は我々個人の議員にとっても同じなんです。例えば、自民党会派5人いますけど、会派としては誰かしらが各委員会に出ていますから、会派としての意見は申し上げることはできるんですが、直接的に全ての委員会に参加することもできないし、議会運営委員会だって一部の会派のメンバーしか参加できないということであれば、ほぼ条件は一緒なんですね。ただ、会派の考え方を持ち込むことができるかどうかということで、私はそういうふうに認識しております。

それで、その上で、ここの前文の議論に入りますが、この前に書いてある、議会にとって重要な役割はというところで、多様な民意を持ち寄って、公開の場で議論を尽くすことにより、市長の行政執行及び市政課題について、その論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあると。それらを実現するためにこういうのがあるんだというところにかかってきているんですが、ここでなぜ会派なのかという、逆に、全議員というのがちょっと理解できないとおっしゃったんですが、私は逆に何でここで会派なのかというのが理解できないし、百瀬議員の言葉を借りればしっくりこないんですね。

なぜかという、もともと1人会派というのを認めているからこそ、個々の議員を議員として見るのか会派として見るのかというところで話がややこしくなっていると思っています。細かいところはもう述べませんけれども、私自身は今までの既成事実の中に、いわゆる会派を尊重とか保障とかというだけではなくて、その根底にあるのは、やはり全議員に対等平等な議会であったというふうに認識しています。ですから、歴史的なことを

斯くというところであれば、自由民主党は、この全議員に対等平等な議会等を目指していたんだというところで、これは明らかな事実であるというふうに認識しております、会派と書くよりは議会基本条例、これからのこともあるんですけど、それはよく分かりました、白井議員も全議員の活動を保障するべきだと、これからはということで、私も認識は一致しておるんですが、歴史的な背景も、それから小金井市議会の特徴としても、少数会派というよりは根底に全議員の活動を保障するということがあったんだろうなというふうに、私は素直にそういうふうに見ていまして、ここは会派とかということを書くと、またすごく政治的なイメージが強くなってしまって、しかも前文なんです。だから、小金井市議会というのは、何か会派でいろいろなマジックを、いわゆるトリッキーにやっているのかと。

例えば、一つ、ごめんなさいね、これは別にけんかするつもりではないんで、本当に素直に聞いていただきたいんですけど、会派レポートだって1人会派の人が出せば個人レポートと近いような話になるわけです。我々は自由民主党小金井市議団ということで、5人で一つのレポートを作って配っているんですね、作ったときは、それは、やはり5人分の意見が載るし、自分の主張は全て書けないわけです。それから、議会のこともきちんと説明していかなければいけない、紙面の中で。そういった中で、1人会派の方は個々の個人レポートっぽいやつを、ちょっとごめんなさい、それは怒らないでほしいんですけど、説明のために申し上げます、出されているということで、いろいろな意味で本当に対等平等なのかといえば、ちょっと違うんじゃないかなというところも感じてはいるんですが、それでも我々は個々全員の議員の活動を保障するというところで仕方ないなという認識ではいるところです。

○白井議員 会派について、多分会派の定義とか

言い出すと、またちょっと根掘り葉掘り会派のところまで議論したことの掘り返しになるので、僕が繰り返しているのは、単にこれまで記録で見る限りは、やはり少数会派の尊重と書いてあるんですけど、ということをやってきましたということの特徴として述べてきましたと。ただそれだけなんです。それをそのまま小金井市の市議会の特徴として、これまでやってきたことの特徴として書けばいいですよというだけの話なので、そこをシンプルに考えていただけないかなという話なんです。

○中山議員 そこは自民党の会派ではシンプルに考えたんです。たまたま、市民の方との触れ合いの場のときに、そのときの議長がたまたま少数会派の尊重というようなことを表現された。我々、主張していないんですね。ですから、そういうようなことで、やはり個々の認識の違いってあると思うんです。

例えば、白井議員のお立場というか、考え方であれば、これは実際に議事録にも載っているし、いろいろな議長、副議長が言ってきたんだから、歴史的事実として前文に載せればいいではないかという考え方だと思うんです。でも、我々としては、今までそういう主張もしてきていないし、たまたまその当時の議長、副議長がそういう表現をしているだけであって、根本的な考え方としては、先ほど鈴木議員がおっしゃったように、基本的にはやはり全議員対等に、平等にといったところで取り組んできたところに背景があるんじゃないかと、根本的なところがあるんじゃないかというふうに考えていますので、そこはやはり、何で前文に会派のそこを強調したいのかという、特徴だとはおっしゃるんですけど、そこはちょっと考え方の違いで、一致できないというところなんです。

○白井議員 一応、前期で議会基本条例をやられたときには、原案了承されているんですよ。だか

ら、そこは恐らく妥協されて了承されたと思うんですよ。確かに主張していないというのは、それは僕だって小金井市議会の全てに対して、おれもこう思うという主張なんか全然していないわけですから、別にそれを主張したから、していないからとかではなくて、議会として議長や副議長がそれを小金井市議会の特徴として述べてきたことを特に、当時別に異論を出してきたわけではなく、そういうことがずっと語られてきたわけではないですか。ということは事実ですよということなんです。ただそれだけなんです。

何回も言うように、これからは、だから、全議員の対等平等な議会を目指すというのは、それはもう一致しているわけではないですか。これまでのことをシンプルに、そのまま統一して書きましょうよというだけなので、何でそこがこだわるのか分からない。

○中山議員 だから、なぜそこに会派をこだわるのかが、我々は分からないんですよ。

○白井議員 それは、だから、これまでそういうふう述べてきたというのものもあるんですけども、ほかの市議会、全国津々浦々、やはり1人会派を会派として認めて、同じ活動を認めてやっているところが本当に、僕はほかはやっているところは知らないんですけど、限られたところなので、それは小金井市議会は日本で唯一とは言わないと思いますけれども、やはり数限られた、そういう議会としてやってきたというのは、本当に述べるべき特徴だということなんです。だから、別に会派ということにこだわっているわけではなくて、1人会派を会派として認めてやってきたということ自体は特徴として、やはり書くべきことだと思います。

○中山議員 時間の関係が実はあって、あと、これ、公の場なので、そういうのもあって、大体僕は白井議員には自分の考え方、個人的な考え方もお伝えはしてはいます。そこまで言うと、それは

違う、歴史的認識が間違っているとあって、また炎上してしまうので、公の場でも、それから議事録に載せるつもりもないですけど、今までの長い歴史の中で、いわゆる会派間の人数のバランスというのがあって、少ない意見をきちんと聞いていこうという議会の取組の中で、こういう形になってきたと思うんです。それが、私は議会改革という認識ではないということは、先ほど白井議員にも、ちょっと休憩の場で申し上げたんですけども、たまたまそういう歴史的な背景の中で取り組まれてきたというか、行われてきたことがそういう流れの中であって、私はそこは先駆的だったかもしれないけれども、全然改革だと思っていないですね。

ですから、そういったところが本当の真意のところもあるんですが、そういったことを前文に載せるというのは、すごく私、違和感を感じます。自民党会派としても同じように感じています。

○林議員 すみません、先ほどから何度も時間のことが出ているんですけども、やはり今までのお話を伺っていて、渡辺（ふ）議員のご意見にしる、中山議員のご意見にしる、小金井市議会は全議員に対して対等平等な議会を目指してきた。けれども、まだそこには到達していない、今の段階で小金井市議会が到達しているのは、それを目指しつつも少数会派の活動を保障するということではできているということが明らかになったと思うんです。これから、全議員に対して対等平等な議会にしていくためにどうするのかというのが、これまでの、ここまでの議論で明らかになってきたというふうに思っています。

やはりこの前文、今まで議会基本条例というのは、議会活動、議会運営の中で最上位に当たるものということなので、これまでの到達点はきちんと明記しておくべきだと思いますし、せっかく今、新たな議会改革の課題も出てきましたので、それはこれ以降の議会運営委員会なり、それぞれ

の活動の中で改善をしていくべきことなんじゃないかなというふうに思います。

会派というところになぜこだわることかというふうに、先ほどから何度も何度もおっしゃいますけれども、やはり小金井市議会が、そうはいつでも会派という単位で動いているという事実がある以上は、やはり会派という言葉は書いていくべきなのではないかなというふうに、今、改めて思いました。

○中山議員 小金井市議会は、会派という単位では議会運営上動いているということは認識しています。その上で、これ以上議論しても難しいと思います。ですから、持ち帰るのもいいんですけど、なかなかこれを前文どうしていくかというのを会派の中で、いわゆる自民党会派の中でまとめていくというのは難しいですし、それから先ほど、片山議員の方からも、この前文のここの部分がバーターではないですが、いわゆる第7条と連携してくるということであれば、この第7条の部分も盛り込めるかどうかというのはもう一回ちょっと考え直す必要があるんじゃないかというふうに、もし片山議員がそういうふうな主張をされるということであれば、これはやはり、ちょっと全会一致ばかり、私、いつも言っていますけど、全会一致のルールからはなかなか第7条自体も難しくなってきたんじゃないかなというふうに認識しています。

○森戸座長 中山議員、例えば、ここにそういう全会派の活動を、全議員に対等平等な議会等を目指しと前文に入れつつ、これまでは少数会派の活動を保障してきたという、小金井市議会の伝統もあるという文言を入れるということも難しいですか。

○中山議員 ですから、自民党会派としては、小金井市の伝統が少数会派のそういう尊重してきたという認識にはなっていないんです、我々は。

○森戸座長 それはちょっと先輩議員からの話と

いうのは聞かれてきていないんですか。

○中山議員 聞かれてきていないかというか、いろいろ話は聞いていますけど、でも、それを、例えば、座長が仮に私がそういう認識でいましたと、認識しているんですけど、あなたの考えは間違っているからということで座長の意見を分かりなさいと、ちゃんと先輩議員に聞いて理解しなさいということであれば、ちょっと私、違うんじゃないかなというふうに思っています。

○森戸座長 多分、それぞれの会派が少数会派の活動を保障するという事は認識はしてきたというふうに思うんですね。だから、様々な議会基本条例のシンポジウムや研修会などの紹介のときもそれを入れてきたし、先日の地方議員マニフェストの議員連盟の報告も皆さんにお示ししたとおりで、そこにも少数会派の活動を保障するという事は盛り込んでいて、そのことに対する反論や意見というのは、これまでなかったわけですよ。したがって、その認識というのは全会派共通してきたものだというふうに、私は認識をしてきたわけです。

○中山議員 だから、何回も繰り返すことになるんですけど、それはやはり根本的に全議員に対して対等平等に扱うということで、それがたまたま会派単位での話という認識でいるんです。

○森戸座長 ですから、そのことは中山議員も認めていらっしゃるわけですよ、会派単位。

○中山議員 だから、であれば座長は、自由民主党の会派に対して、この前文をのみなさいということでしょうか。

○森戸座長 ですから、少数会派の活動を保障するというこれまでの説明でいくべきだという声もあって、そういうことでのんでいただけないかと。というのは、第7条は自民党の見解を入れたわけです。ここは少数活動ということのお互いの譲り合いができませんかということです。

○中山議員 だから、座長、僕も譲ってきました

ので、できるだけ調整してきましたので、前文についてはちょっと受け入れがたいと。第7条を自民党の意見を聞いてまとめてきたということであれば、第7条はなかなか難しくなるんじゃないんですかということをお願いしたんです。ですから、そこをぐり押しして、自民党はこの第7条、絶対にやってくれというつもりはないんですよ。

○森戸座長 それで、中山議員、今、いろいろな案を出して、どこで折り合いができるかという、この調整に入っていると思うんですよ。ですから、中山議員がどういうところで調整ができるのか、それを、今言われたのは、一致できなかつたら、全議員の対等平等というところを削除してくれということはあるんですけど、でも、皆さんからはそれは困るよという意見もあるわけですよ。そうしたら、どこかでお互いが妥協しなければいけないんですよ。妥協案を出さなければいけないんですよ。もう、妥協案を出さなくて、この前文は全部カットするというのであれば、それはそれでいいと思うんですよ、もう目的から入れればいい話で、前文は要らないわけで。

だから、そこら辺、どこで妥協ができるかという話をしていますので、ちょっと時間的にも迫ってきていて、今日、持ち帰っていただくといっても、なかなかまだ何か一致点が見出せずに持ち帰るわけにいかないなと思っていて。

○中山議員 ちょっと、座長、誤解しているんだと思うんですけど、自民党にばかり言っていますけど、ほかの会派の皆さん、どうなんですか、これ。一致できるんですか。

○鈴木議員 すみません、議会事務局次長にちょっと確認していただき、もし、分かればでもいいんですけど、地方自治法上、議員平等とか会派の位置付け、何か明確な記述ってあるんですかね。なければ、ないで構わないですし、ちょっとそこってどういう位置付けになっているのか、教えていただければと思うんです。

○飯田議会事務局次長 会派ということについての規定は、地方自治法上、ございまして、政務活動費の関係の、このところに会派というところが初めて載ってくるかなというふうに思っております。なので、議員の平等だとか会派の平等というのは、地方自治法上はあえて規定がないかと思えます。

○鈴木議員 確かにこれまで、少数会派の方の意見が尊重してきたということは、これはもう歴史的にあると、事実として、これは私は分かるんですよ。ただ、それは少数会派ということではなくて、少数意見なのかなと思ったりもするわけですよ。これは、いや、道なのかということについては、僕はそこについてはこうだという考えを持っているわけではないんです。ただ、今、少数会派って前文のところに、先ほどの水上議員の提案に戻りますけど、ここを、全議員を全会派にということを持ち帰れないかということについては、これはご意見として受け止めて、そういう形で持ち帰ることは構わないと、僕は思っています。

ただし、やはりこれまで会派制をとってきた議員と1人会派の方との考え方の隔たりは依然として大きいなということは感じていますし、ここを突き詰めていっても、なかなか一致点が見出せないのではないかなというふうには思っているということです。

だから、この、全会派でということを持ち帰れないかということについては、そういう形で持ち帰って協議してみたいなということまでです。ちょっと悩み深いことなので、今はそういうことであるということですね。

○森戸座長 それで、分かりました、鈴木議員のご意見は受け止めます。中山議員は全会派の意見を聞いてくれとおっしゃるんですが、ちょっと時間的に難しいので、引き続き前文は議論を進めていきたいと思えます。

その際に、それぞれ対案を持ってきていただき

たいんです。自分はこういうふうを考えるということで、対案というのは、今日の議論の上に立って。というのは、削除するべきだという意見もあるし、少数会派でいくべきだという意見もあるし、いろいろな意見がある中で、どうやったらこの全体がまとめられるのかということで、それはご自分自身が座長になったつもりでまとめる方向を提案していただきたいということであります。建設的に、更に進めていきたいと思っておりますので。よろしいでしょうか。

○百瀬議員 ちょっとすみません、中山議員と鈴木議員にお聞きしたいんですけども、少数会派の活動を保障する議会で、小金井市議会はあったという認識は、先ほどの鈴木議員はそういう認識だというお話がありました。中山議員は、それはないというご見解でよろしいでしょうか。

それと併せて、中山議員なんですけれども、少数会派の活動を保障する議会というのが議会改革ではないという、先ほど、ご発言があったので、その確認をさせていただきたいと思っております。

○中山議員 まず1点目なんですけど、少数会派の活動を保障するという形では、多分、今までいろいろ議会の中でも言われてきていたんだと思います。それはやはり、今さっきお話ししたとおり、基本的に個々の議員が対等平等に議員活動をし、市民の皆さんのための議会活動、議員活動を行うということが根底にあったというところで、認識の違いがあるんじゃないかなというふうに思っています。

それから、2点目は、いわゆる議会改革として行われてきたのではなくて、多分、会派の人数とかそういった議会構成のバランスによって、いわゆるある一定の譲歩なり聞き入れといいますか、そういう譲歩が行われていたというふうな認識でおりますので、改革ではないというふうに思っています。

○片山議員 私も一つ聞いていいですか。すみま

せん、全議員に対等平等な議会というのがどういうものを想定されているのかなというのをちょっと、どなたにお聞きするのかがあれですけども、お聞きしたいなと思っているんですが。私はこの、これでイメージするのは、では、全部の委員会に出れるのかということのかなと思っていて、全ての委員会、全ての審議を全議員で行うということが、全議員に対等平等な議会となるのかなというふうに思っているんですが、そういうイメージでよろしいのでしょうか。

○中山議員 私のイメージは、議会運営上の話なんです。ですから、例えば、委員会制度ですとか定例会とか議会の流れというのは、ある一定ルールがありますから、これは全ての委員会に出て全て意見を言ってしまうというのは、なかなか物理的に難しいと思います。そういった中で、議会運営をどうしていくかという中で議会の運営のルール上、運営上の話の中だというふうに思っております。

特定の議員、特定の会派という表現が正しいかどうかあれですけども、いわゆる特定の議員が発言できないような環境は作るべきではないというふうに考えています。

○白井議員 さっき、1人会派、少数会派で活動を保障してきたことに対しては、議会改革ではないとおっしゃいましたけれども、それは中山議員個人の意見なのか、自民党会派としての意見なのか、どちらなのでしょうか。

○中山議員 基本的には会派の意見なんです。いろいろ議論等しましたので。

○森戸座長 それで、委員会に各議員が所属することはできるようになりました。複数の委員会に各委員を選出することができるようになったというのが地方自治法の改正なんです。制度上は。ですから、それは議会運営として、全議員対等平等ということになると、そういう話も出てくるというのはあるかなと思いますよね。

それで、引き続き議論していく必要があると思

うんですが、もう一度、ちょっと皆さんから出たご意見をよく精査して、改めて正副座長としてまとめていきたいと思うんですが。副座長。まとめてって、こういう意見があったというのをまとめて提案をしたいと。それで、どこでお互いが譲り合えるのかとか、もう譲り合えないんだと、もう話し合っても無理だということであれば、今日はこれで終わりにしたいと。一定、更に譲り合えない中でどういう対応にするのかということと議論を進めていきたいと思うんですが、今後、どうでしょうか。

○齋藤議員 前文なので、是非じっくり、そんなに簡単に意見が合わないからやめましょうということではなくて、じっくり是非議論したいんですけど。水上議員が言われました案も、私は一つの見識かなというふうに思っています、私は、先ほど鈴木議員もおっしゃっていましたが、水上議員の案を持ち帰って、じっくりちょっと考えていきたいなと思っています。

○森戸座長 そういうご意見もありました。（「出た内容をまとめて、次に回すと」と呼ぶ者あり）ちょっと正副座長でまとめて、次に提案をしたいと。次は2月2日なので。ですよ。2月4日かな。ごめんなさい、4日ですね。できるだけ早く、今日の出た意見をまとめて、皆さんに送ります。その中で、各会派、ご検討をいただければと思いますので、よろしいでしょうか。

○小林議員 それでいいです。それ以外の部分は、その後の方がいいですかね。

○森戸座長 そうですね。

○小林議員 分かりやすいですね。

○森戸座長 そうですね、すみません。では、そのようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、素案たたき台の協議はこの辺で終了したいと思いますんですが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 どうでしょうか、協議会に入った方がいいですか。

それでは、本日の議会基本条例策定代表者会議は終了いたします。

午後4時48分閉会